

3月3日（火曜日）

第3日目

平成21年3月3日（火曜日）

議事日程第3号

平成21年3月3日（火曜日）

開 議 午前10時

第1 一般質問

質 問

応 答

第2 議案等の付託

散 会

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

1. 安 部 貞 榮 君

- (1) 都市計画マスタープランの具現化の取り組みについて
- (2) 旧正札竹村の改修等について
- (3) 飼料用米作付助成金について
- (4) 農林業の決算等から見た今後の振興策について

2. 田 中 耕太郎 君

- (1) 公共施設の管理に関して
 - ① スクラップ・アンド・ビルドを適正に行わなければ、重症な状態に陥った多くの公共施設が後世に残るということが強く懸念される
 - ② 大町市営住宅の建てかえに関して、なぜ1戸の住宅管理に月額3万円もの差額補てんをしていかなければならないのか
- (2) 市立総合病院の経営に関して
 - ① 限度額といった線引きも必要。繰入基準を明文化すべき
 - ② 3年をめどに黒字化が実現できるのか
 - ③ 2次医療特化の意味合いは。また、いつ確立されるのか
 - ④ 停電になって急患を診ることができないことがあるとしたら、これは一体どういうことか
- (3) 経済不況に関連して市が発注する公共工事のあり方について
 - ① 地方経済不況克服の柱としての建設業に対して市はどのような対策をとっているのか

- ② 繰越明許で工事費がかかり増しになっているケースはないのか。また、繰越明許するに当たっては、工事契約あるいは検査の中で、その要因が十分検討・検査されているのか

3. 笹島愛子君

- (1) 地域経済の活性化は「人手のかかる仕事」、マンパワー事業をつくること、ふやすこと
- (2) 4月で1年になる後期高齢者医療制度について
 - ① 保険料の収納状況が現在どのようになっているのか
 - ② 資格証明書は発行しないよう、広域連合で強く発言してほしい
- (3) 住宅用火災報知器の設置義務化への対応について
- (4) 市立保育園の管理・運営について
 - ① 厚労省の保育制度改革に対する市長の見解は
 - ② 少子化対策のかなめは保育園の充実である
 - ③ 保育園の多様化への対応は公立保育園こそが担うべき
 - ④ 児童福祉法で担保されている国及び自治体の保育における実質的な責任について
 - ⑤ 市が責任を持って公立の保育園として運営するべき
- (5) へき地保育所及び保育士等の今後のあり方について
 - ① 保育士の身分は当面現状維持することだけは必ず守るべき。その上で、今後は引き上げの努力とさらに職員をふやす努力もするべき
 - ② 保育の質は変えず、むしろ改善しながら少人数でも地域に密着した本当によい保育所づくりをしてほしい
 - ③ 障害児や乳児等の保育も必要になってくるのではないか
- (6) 比内・田代地域の空き小学校・空き保育所等の利活用について
- (7) 自然に触れ合い、楽しませるためにも市民の森や峠の家等の整備を

4. 小棚木政之君

- (1) 大館駅前再開発の今後の見通しを示すべきではないか
- (2) 観光施策と体制の抜本的見直しについて
- (3) 情緒あるまちづくりをスタートさせてはどうか
- (4) 生活インフラの再点検とユニバーサルデザインのまちづくりを推進してはどうか
- (5) 樹海体育館と樹海ドームは一括した指定管理にする方が効率的ではないか
- (6) 市東京事務所の設置を考えてはどうか
- (7) 選挙公約（マニフェスト）の前半総括と後半の展望について

日程第2 議案等の付託

出席議員（28名）

1番	小棚木 政之君	2番	武田 晋君
3番	佐藤 照雄君	4番	小畑 淳君
5番	佐藤 一秀君	6番	中村 弘美君
7番	嶋 沢 一郎君	8番	伊藤 毅君
9番	藤原 明君	10番	千葉 倉男君
11番	佐藤 久勝君	12番	仲沢 誠也君
14番	石田 雅男君	15番	虻川 久崇君
16番	藤原 美佐保君	17番	笹島 愛子君
18番	明石 宏康君	19番	吉原 正君
20番	佐々木 公司君	21番	武田 一俊君
22番	安部 貞榮君	23番	八木橋 雅孝君
24番	田中 耕太郎君	25番	田畑 稔君
26番	富樫 安民君	27番	相馬 エミ子君
28番	高橋 松治君	30番	斉藤 則幸君

欠席議員（1名）

29番 奥村 隆俊君

欠 員（1名）

説明のため出席した者

市 長	小畑 元君
副 市 長	長 岐 利 堅君
副 市 長	吉 田 光 明君
総 務 部 長	齋 藤 誠 君
総 務 課 長	長谷川 文 悦君
防 災 対 策 室 長 補 佐	大 黒 文 平君
財 政 課 長	大 友 隆 彦君
市 民 部 長	花 田 鉄 男君
産 業 部 長	中 山 吉 行君
建 設 部 長	近江屋 和 男君
比 内 総 合 支 所 長	仲 谷 正 一君
田 代 総 合 支 所 長	中 村 勇 君

会 計 管 理 者	本 間 勲 君
病 院 事 業 管 理 者	佐々木 睦 男 君
市立総合病院事務局長	小 林 雪 夫 君
消 防 長	菅 原 博 昭 君
教 育 長	仲 澤 鋭 蔵 君
教 育 次 長	斎 藤 貢 一 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 哲 雄 君
農業委員会事務局長	奈 良 明 彦 君
監 査 委 員 事 務 局 長	松 江 正 和 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	本 多 和 幸 君
次 長	長 崎 憲 昭 君
係 長	小 玉 均 君
主 査	畠 沢 昌 人 君
主 任	金 一 智 君
主 任	佐々木 仁 君

午前10時00分 開 議

○議長（虻川久崇君） 出席議員は定足数に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、日程第3号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（虻川久崇君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

最初に、安部貞榮君の一般質問を許します。

〔22番 安部貞榮君 登壇〕（拍手）

○22番（安部貞榮君） みなさんおはようございます。いぶき21の安部貞榮でございます。この3月末に退職されます部長さんたちを初め職員の皆さん、各分野において8万人の市民の幸せを願って長い間お仕事に精励されましたことに対し、衷心より敬意と感謝を申し上げます。今後とも健康に留意されまして、これまで培われたノウハウを地域やそれぞれの分野で発揮されますようお願い申し上げたいと思います。さて、総務省の発表では、日本の人口が1億2,700万人、このうち東京・名古屋・関西の3大都市圏の人口が6,370万人で50.2%を占め、特に東京は前年に比較すると10万人の増加になっております。一極集中がますます加速しております。反面、地方は減少に歯どめがかからない状態にあります。また、経済面においても、県民所得は東京と秋田とでは倍以上の格差となっております。このようなことを踏まえつつ、まちづくり等について通告に従って順次質問いたします。

1点目は、都市計画マスタープランの具現化の取り組みについてであります。平成19年7月に大館市都市計画マスタープランが策定され、その冒頭のあいさつで市長は、国のまちづくり三法の見直しを踏まえて、地域の実情に適応し将来にわたり持続可能な都市構造を構築するため都市計画行政の役割がより高まっており、本市の将来像を実現していくため必要となる都市計画に関する基本的な方針を示す同プランを策定したと述べております。この計画は御承知のようにおおむね20年間で目標年次は平成37年とし、市の全体構想、6つの地域のまちづくりの地域別構想、そのまちづくりを具現化するための実現化方策の3つの構成になっております。また、全体構想のまちづくりの理念を「人」「まち」「自然」の調和について住民の方々とともに考え、まちを育てていくことが重要であり、「人・まち・自然が調和するまち育て 環境共生都市“おおだて”」とし、大館で暮らす主人公は「人」として定めております。また、地域別構想では、旧大館市を東西南北の4地域に、それに比内・田代を加え6つの地域とし、市民にとってより身近に感じられるようにそれぞれの地域の特色を生かした将来像を掲げ、さらにその具現化のために個別に達成年次も定めております。この計画の全体構想や地域別構想のハード面は既に継続的に進められているものもありますが、これから取り組むものについて

はソフト面を含めまさしく住民の方々とともに考え、ともに計画を立てながら進めていくことが必要であると考えますが、その活動の実態は見えない状況にあります。現在、この地域づくりなどをどう進めようとしているのか伺います。

2つ目は、**旧正札竹村の改修等について**伺います。市長の行政報告の中に、旧正札竹村の一部を有効活用し、秋田県北部男女共同参画センターの移転先として受け入れたいとあり、この改修工事費は21年度の予算に2,221万5,000円が計上されております。旧正札竹村の店舗は、大町通り側はふれあい広場として一部使用されておりますが、平成13年7月から空き店舗となっており、一部で天井が抜け落ちたり雨漏りがするのではないかと考えます。「市長は秋田県北部男女共同参画センターに何年ぐらい貸し付けようと考えているのか」、また「今後、旧正札竹村の施設をどのようにしようとしているのか」、市民のそういう言葉が幾つも私の耳に入っておりますので、その辺のこれからの対応について伺いたいと思います。さらに、これとの関連でお伺いしますが、行政報告では大町住宅建てかえについて、建設戸数の変更や住戸のタイプ設定についても触れられております。住宅マスタープランも3月末に成案ができるとのことでありますので、前々から私は申し上げておりますが、大町周辺全体の再生整備構想も含めていつごろ市民に公開する考えなのか伺います。

3つ目は、**飼料用米作付助成金について**伺います。農業は今、大きな転換期を迎えております。世界の食糧危機や輸入食品の安全性の問題、就農者の高齢化やその減少、自給率40%など、また、戦後最大の経済危機から来る失業問題も深刻化しております。また一方、農と食への関心や農業分野の就農への関心も高まっており、このようなことから国や県でも平成21年度予算で農山村の活性化対策や就農推進対策などを打ち出しております。大館市においても飼料用米作付支援として10アール当たり2万円を助成する事業創設の行政報告がありました。しかし、この助成は認定農業者や集落営農組織を交付対象としており、長い間生産調整の実施者であっても面積要件などが満たせず認定農業者になれなかったり、集落営農組織についても一括会計処理や農機具の一元効率化、法人化などのハードルが高く、またリーダーがおらないという問題など、組織化ができないでいるところも多くあります。21年産の飼料用米作付の面積は50ヘクタールを見込んでいるようではありますが、助成金の対象者を認定農業者や集落営農組織に限らず生産調整の実施者まで門戸を広げる考えがないか伺います。

4つ目は、**農林業の決算等から見た今後の振興策**をお伺いいたします。市長はこれまで、農林業は大館市の基幹産業の一つであることを明言してまいりました。しかし、林業公社は別としても、その内容は国や県の施策を踏襲しており、市の重点戦略作物8品目についても枝豆以外はほとんど頭打ちの状況にあります。21年度歳出の農林水産業費予算額は、農業集落排水事業繰出金の款区分の変更がありますが、その額は約6億9,500万円、このうち人件費が2億9,700万円で、款区分の比較で見ますと2.5%、総務費とか民生費とか土木費とかそういう14の款区分がありますが、農林水産業費は10番目に位置しております。ちなみに決算カードから農

林水産業費の款区分での比率の推移を見ますと、平成12年度の7.2%をピークに年々減少し、19年度の決算では2.4%となっております。これは秋田県内の25市町村から見ても、最低は秋田市の1.6%、次が大館市であります。このことは何を意味するかを考えたとき私は、大館市は循環型農業を標榜しておりますが、これを強力に進める施策、すなわち市独自の目標を持った農業振興策を持たなかったからではないかと考えます。これらの状況を踏まえて、市長は今後、農業の6次産業化も含めて市独自の農業振興策をどう考えているのか伺います。

この場からの質問を終わります。御清聴ありがとうございました。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの安部議員の御質問にお答えいたします。

1点目、都市計画マスタープランの具現化の取り組みについて。全体構想及び6つの地域別構想の具現化をどう進めようとしているのかについてであります。平成19年に策定した都市計画マスタープランは、市民90名の参加によるワークショップを幾度となく重ね、実際に町を歩きながら地域のよいところ、後世に残したいところなどを発見・確認し、12年ぶりに改訂を行ったものであります。このプランは「人・まち・自然が調和するまち育て」を基本理念として6つの地域別構想から全体構想を組み立てる構成としておりますが、これらの構想を具体化していくために、議員御指摘のとおり、市民参加型のワークショップを行っていくことが有効な手段であると考えております。まちづくりを推進する原動力は市民の参加であり、地域のコミュニケーションや住んでいる地域への思い入れであります。また、地域のまちづくりには核となるリーダーが必要不可欠であり、人材の育成が重要な課題となっております。今後は各地域のまちづくり協議会と連携し、人づくり、人の輪づくりを進めながら構想を具現化してまいりたいと考えております。

2点目、旧正札竹村の改修等について。県に何年ぐらい貸し付けるのかについてであります。秋田県北部男女共同参画センターは市営大町住宅の解体に伴い本年9月ごろまでに移転しなければならない状況となっておりますが、本センターは年間2万人の利用者がおり、多くの市民の活動の場として、また、中心市街地の中核的施設として存続することが望ましいと考え、旧正札竹村ビルを一部改修し移転を受け入れようとするものであります。御質問の、県に何年ぐらい貸し付けるのかについてであります。県からは北部男女共同参画センターは存続していきたいと考えていること、センターの指定管理者である秋田県北NPO支援センターの指定期間が平成22年度まで残っていること、センターの立地場所について再三の変更は合理的でないと考えていることなどの意向を確認しております。市としましては、県の意向を踏まえ、旧正札街区の開発計画を勘案しながら貸付期間等について協議してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。今後、この施設をどのようにしようとしているのかについてであります。市では当初、市民の安全面を考慮し将来的には建物を取り壊した上で、旧正札街区を一体的に再開発することを目標として取得したもので

あります。取得後は大町まちづくり協議会や関係団体と協議を重ねながら実現可能な開発案を模索してまいりましたが、社会経済の急激な悪化などからこれまでの大町周辺を取り巻く開発の話が一気に冷え込み、旧正札竹村ビルを解体しての開発は現実的には相当時間がかかるものと見込まれます。このような状況から、市では経済状況の推移を見守り、当面は建物のリニューアルによる部分活用をしながら、地元の団体や周辺住民等との話し合いの中で再検討し、大町全体の総合的な開発を方向づけしてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。住宅マスタープラン及び大町周辺全体の再生整備構想を含めて、いづごろ市民に公開していくのかについてであります。今回見直した住宅マスタープランにつきましては、行政報告で申し上げましたとおり、このほど素案がまとまりましたので3月2日から3月23日までの間、パブリックコメントを実施するとともに議会の御意見も伺いながら、3月末までには成案として取りまとめる予定であります。市民の皆様には成案がまとまり次第、市役所・各総合支所の窓口、ホームページ等を通じて公表してまいります。住宅マスタープランにおいては4つの目標を掲げ、その一つに「街なかで暮らせる住環境づくり」の実現が含まれております。この中で大町周辺の再生整備構想につきましては、「街なか居住」を推進する当面の施策として、1. 市営大町住宅の建てかえ事業、2. 旧正札街区の再整備、3. 新町・中町・向町住宅の建てかえ事業の3つを柱とし、これらの事業を推進することにより大町周辺に人が住み、集まり、にぎわいが創出されるものと期待しているところであります。今後の事業推進においては、財政負担の軽減に努めながら従来の直接建設方式に加えて借り上げ・買い取り制度及びPFI事業の導入等を活用し、効率的かつ効果的に進めてまいりたいと考えております。

3点目、**飼料用米作付助成金**について。助成金交付対象者を認定農業者や集落営農組織に限らず、生産調整実施者まで門戸を広げることについてであります。市では飼料用米の作付を本格的に推進することにしており、独自に飼料用米作付支援制度を創設し10アール当たり2万円の助成を行うこととしております。これは、国が21年度から行おうとしている水田等有効活用促進交付金により助成する5万円から5万5,000円に上乘せすることを想定したものであります。国の水田等有効活用促進交付金につきましては、その要件として、1. 生産調整実施者であること、2. 平成20年よりも作付面積が拡大していること、3. 播種前契約等による需要に応じた生産を実施していること、4. 低コスト生産を行うこと、5. 捨てづくりを行わないことなどが求められております。例えば、要件の一つである低コスト生産を行うためには、多収性品種の導入、直播栽培・団地化・土地利用集積などに取り組む必要があります。また、飼料用米が主食用米に混入するのを防ぐため収穫後のコンバインや乾燥機等の清掃を徹底しなければならないなど、相当な労力が必要となります。御案内のとおり、飼料用米の価格は主食用に比べ相当低いことなどから、両補助制度の活用に加え一定規模の経営が必要でありますので、飼料用米作付に意欲的な農家の皆様には、ぜひ認定農業者にな

るなり、集落営農組織に参加するなどして取り組んでいただきたいと考えております。

4点目、**農林業の決算等から見て、今後の振興策をどう考えるか。**今後、農業の6次産業化も含めて、市独自の農業振興策をどう考えているのかについてであります。現在の農業は農地で農作物を生産するだけの第1次産業におさまり切れなくなってきていると認識しております。例えば、食品加工といった第2次産業や、流通・販売を行う第3次産業に農業者が主体的かつ総合的にかかわり、産業間の交流や連携の強化によって農家自身がこれまで他産業に譲っていた付加価値を得ることは、農業及び地域の活性化にとって非常に重要なことであると考えております。具体的には、農家の皆様による直売所活動や農家レストラン、農産物の生産・加工現場の公開や体験型観光、グリーン・ツーリズム、福祉的・療養的農業などが挙げられ、本市においても一部取り組んでいる事例があります。しかしながら、農業関係者だけでこれを産業に育てることは困難であるとして認識していることから、一部民間の6次産業への取り組みなども参考としながら、本市の地域資源を生かした農業の6次産業化について検討してまいりたいと考えております。なお、本市の基本的な施策につきましては、新大館市総合計画において農業関係の主要施策として、担い手の育成と確保、法人化の促進や安全・良質な農畜産物の供給と販売体制の整備、特産物の生産振興等を掲げ、これに基づいた取り組みを行っているところでありますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○22番(安部貞榮君) 議長、22番。

○議長(虻川久崇君) 22番。

○22番(安部貞榮君) この場から幾つか再質問したいと思います。1点目の都市計画マスタープランについてであります。進め方については市長から今、答弁いただきました。書き物はまことに立派であります。まちづくりリーダーの養成、コミュニティーづくりの育成、幾つか立派な計画を考えておられて、既に19年に策定されましたから、20年、21年にスタートするものと私は考えております。しかし、まちづくりの「人」の育成やコミュニティーや、おおまかに言えば、風土を生かすまちづくりについての取り組みが全く見えない。これから地域づくり協議会などと協議していくということでもありますけれども、地域づくり協議会の中もさまざまな組織形態になっていると思います。市民に真に浸透させようとするれば時間がかかります。人づくりもコミュニティーづくりも時間がかかります。そういう意味で、町内会の会長とかの学習会なり説明会なり、組織づくりをしながら進めていくことが必要ではないのか。これまでもそうですけれども、北東北拠点都市、あるいは環境先端都市、言葉は立派であります。しかし、市民一人一人にどの程度これが浸透して理解されて協力を得られているかといいますと、ハード面はともかくとして、ソフト面の対応策・取り組みが、これからはよりお金が得られなくなっていくので、重要になっていくと思います。そういう意味で考え方を聞きましたが、どのような組織づくりをしながら進めようとするのか、再度伺います。

さらに、飼料用作物の助成金についてであります。国の施策に乗って、それにプラス2万円という考え方のようにあります。日本の農政の問題点は、沖縄から北海道まで画一的な農業施策にあると私は考えています。その地域なり、気候なり、風土なり、そういう歴史を踏まえた、地域に即応する施策を立てていく、これがこれから求められている地方分権の考え方の一つではないのか、そういう意味での市の独自の農業施策を私は問いかけているわけですが、市長はあくまでも国の政策にプラスして2万円を交付するという考え方なのか。これまで転作を実施してきた農家、認定農業者になってもらえばいいといっても年齢の問題やそういうものでできないものもあります。集落営農も先ほど話したような高いハードルがあります。それから漏れて今まで転作に頑張ってきた、そういう人たちも対象にできないかということをお聞きしたいと思っております。

それから、決算から見た農業施策についてであります。これは、それぞれの市町村の政策があつて、必ずしもこの率でははかれないという面もあります。しかし、大館が基幹産業の一つとして位置づけている以上、やはり今、8品目の農産物も頭打ちの状態になっています。鷹巣でも山の芋を進めてきています。私はけさの新聞を見まして、県が山の芋の普及に力を入れていこうという取り組みをしています。大館もやっていると申しますが、市の姿勢が私には見えてこない、こう感じておりますから、市はこういうものに力を入れていく、こういう品目をより発展させると申しているというものを、今こそ市民に示すべきではないのかという考え方で、再度この場から質問します。

さらに、正札の問題があります。これは地域の人たちの話し合いということをお私は再三申し上げてきました。今、能代市が中心市街地の活性化に頑張っていますが、市民が出資して再生しようという取り組みを進めています。大館との違いは何なのか、市民の動きがどうなっているのかということに、もう少し市の担当課なりが汗をかく必要があるのではないのか。マスタープランでも申し上げましたが、そういう意味での大町の取り組みが一つの教訓としてこれから市の周辺全体を進める場合の、暮らしている市民と本当に時間をかけて話し合いながら、市民の出資者で全体構想を実現しようという機運を盛り上げるための方策を考えていないのかどうか、再度この場からお聞きしたいと思っております。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問についてお答えしたいと思います。まず、1点目の都市計画マスタープランについてですけれども、そもそもこの都市計画マスタープランをつくる理由は、御案内のとおり、大館・比内・田代が合併いたしまして新市の建設計画が一応合併の条件としてつくられたわけですが、具体的なマスタープランについては再度見直す必要があるということで、旧大館市単独のマスタープランはあったわけですが、比内・田代を巻き込んだ形のマスタープランをつくらなければいけないということで策定したものであります。

したがいまして、前から大館自身はまちづくり協議会がございましたし、また、各地域の町内会なりさまざまな地域住民の組織もあったわけですので、そういった意見を吸い上げる一応の組織はでき上がっているわけであります。しかしながら、比内・田代も含めてこういった、もう一回全体のマスタープランをつくる、そしてそのマスタープランを実際に動かしていくための必要な組織ということになったときには、御案内のとおり、比内については合併直前から相当大きな動きがあってまちづくり協議会が早急につくられ、そして具体的にそのまちづくり協議会の連合体としても話し合いが進み、私自身も何回かそれに参加させていただいたということであります。しかし、田代についてはつい先々週初めて全体としてのまちづくり協議会の連合体ができたばかりなわけであります。御案内のとおり、時間がかかるというのはまさにそういうことでありまして、その意味でも一つ一つ市民がみんなに参加できるような、そういう組織づくりが必要だということで、まちづくり協議会の取り組みについて我々も協力してきたわけであります。もちろんこれからも学習会なり説明会なり、十分に我々も一緒になって参加していきたいと思っております。

それから、2点目でありますけれども、実はこの飼料用米の作付というのは国の5万円なり5万5,000円でも恐らく動かないと思ったわけです。足りないと思います。ですから、この制度を、本当に飼料用米を農家の方に取り組んでいただくためには、どうしてもあと2万円ぐらい足さないと、昨日の御答弁でも申し上げましたけれども、それにプラス飼料用米を売った費用を加えまして初めて、それでもやはり主食米と比べて若干落ちるといって、そういう計算なわけであります。ですから、何も国の制度に全部乗っかっているわけではございません。しかし、せつかく国からそうやって飼料用米ということで来るならば、それも我々はお手伝いして、実のある、実現性のある制度として構築すべきということで、今般2万円の追加を御提案させていただいているわけであります。しからば、市独自の農政はどこにあるのだという話になりますけれども、大きく言って3つあるのかと思っております。まず1つは、農業基盤整備でございます。これは相当おくれておりました。例えば圃場整備とか、そういったものが相当、県の圃場整備もほとんど取りかかっていたのが現実だったわけですが、それを各地域で順番に進めながら掘り起こしを行ってきたわけであります。もう1つは、農集に代表されますような農業自体の住環境の整備ということも含めて、そしてまた道路の整備なり、そういったものも含めてやっていかなければいけない。これも並行して行っているわけであります。これもかなりおくれておりましたけれども、大分頑張っただけでまいりました。そして今、御案内のとおり、個々の農業生産についての話としては、飼料用米を含めて、そして畜産も含めて農業全体について私どもとして今後とも先ほどお示した全体の計画を含めて強力で推進していこうとしているわけであります。

そういった中で3点目の御質問として、決算から見てどうも低いのではないかという話でありますけれども、これは私が市長に就任する前と就任した後での農業予算を比べていただければ

ばわかりますけれども、年によっては前年比300%という年もございました。旧比内・田代と比べてみれば大館市の農業は低いのではないかとされますけれども、しからば、私の就任前の農業予算がどのくらいだったか、ひとつごらんいただければありがたいと思うのであります。その意味では、相当拡充して現在に至ったということを御理解いただきたいと思います。しかしそうはいつでも、具体的な品目については、皆さん御案内のとおり、大館を代表するさまざまな品目、これからも産地化も含めて私どもとしては最大限サポートしていかなければいけないと思っておりますので、名前がころころ変わっております、横断的から始まりまして、しょっちゅう名前が変わるのですけれども、そういったいろいろな国の制度を上手に使いながら、しかし我々としてもそれにプラスしてできるだけサポートしていきたいと思っております。

それから、4点目の正札についてでありますけれども、これは市民の出資者を募ってということですが、例えば現在行おうとしている、先ほど御答弁で申し上げました3点の事業のうち1点目の大町住宅の建てかえでありますけれども、これはまさに大町の土地を今お持ちになっている方と御協力をさせていただきながら土地を出していただいて、そして建設については大館の地元の建設業者を中心とした皆さん方によって出資をしていただいて、しかも、農協も含めて出資いただくということで今、計画を練っているわけでありまして、そういうことで、必ずしも何か地域の参加の度合いが低いのではないかと、それから出資が足りないのではないかと、私はないと思っております。もちろんそれ以外に、例えば正札本体の跡地については今どういうふうを考えているかということでもありますけれども、先ほど申しましたけれども、地域の大町商店街振興組合の皆さんからも要望が上がってまいりまして、どういう要望かといいますと、再開発計画については全体として、例えば大きな業者に来てもらってそこに再開発を起こしていく等について、今の経済情勢からもなかなか難しい。したがって、できるだけ早急に今取りかかれる手段として、現在の正札の建物を利用するなりして再生策についても検討いただきたいということを地域の商店街振興組合から御要望をいただきまして、私どもはその動きをしているわけでありまして、もちろん、その建物の中にNPO法人なり県の関連施設なりを入れていくということになるわけですが、そういったことも地域の要望に従いながらできるだけ実現していこうと努力しているわけでありまして、プラスそのほかに、地域から上がってきている要望としては、できるだけ公民館的なものとか、それから社会福祉的なものとか、そういったいろいろな施設が地域の都市内居住をさらに促進するための手だてとして、そういう施設の誘致もできないかということも御要望いただいておりますので、それらについても検討していきたいと思っております。いずれ、そういうことで私どもとしてももちろん100点満点はなかなか難しいと思っておりますけれども、現実に即応した形で柔軟に対応していきたいと思っておりますので、よろしく御理解いただければありがたいと思っております。

○議長（虻川久崇君） 次に、田中耕太郎君の一般質問を許します。

〔24番 田中耕太郎君 登壇〕（拍手）

○24番（田中耕太郎君） おはようございます。いぶき21の田中耕太郎です。今、うちの会派の会長から「ゆっくり」と言われましたので、なるべくゆっくり読ませていただきます。先日の新聞にこんな川柳が出ておりました。「久しぶり ハローワークで 同窓会」、まさしく今の世相を表現している川柳ではないかと思って読ませていただきましたが、100年に一度と言われるこの不況の中、大変難しいかじ取りが求められる大館丸でございますが、小畑船長の洒洒落落としたお人柄と手腕に期待するものが大変大きなものになっていると思います。そんな思いを込めまして質問に入ります。私の質問の前にもたくさんの議員の方たちがおっしゃっていましたが、この3月末をもって定年退職される市職員の皆様、本当に長きにわたりお勤め御苦労さまでございました。今後はこの数10年培ったその御経験をむだにすることなく、さらなる大館市の発展のために健康に御留意なされつつ生かしていただきたいと思います。それでは本題に入らせていただきます。

公共施設の管理に関してお聞きいたします。昨年、各地で橋梁の老朽化が問題になったことを契機に、本市も長さ15メートル以上の橋118本の目視調査を実施しており、また、引き続き今3月補正予算にこれら橋梁の長寿命化を図るための耐震調査費が盛られております。ちなみに、この118本のうち40年を経過した橋梁が79本あるとのことでございますが、コンサルの結果を踏まえ補修やかけがえなどに年次計画のとききちんと対処していただきたいと思っております。一方、学校を含む公共建物の建てかえ・修繕となる実態についても考えますと、橋梁同様多くの公共施設の耐用限度がもう限界にきているように思います。市内の築30年以上の建築物はどれだけあるのでしょうか。国の推計によりますと、2010年には全国の公共施設の半分以上が築30年以上経過した建物になるという予測もございます。ところで、懸念されますのはその建てかえや大規模修繕の費用が今後一気に膨らんでくるにもかかわらず、公共団体の会計上の制度ではその費用を補う減価償却制度が用意されていないということでございます。具体的にこれからどれぐらいの負担が発生するのか、小・中学校はもちろん、市役所本庁舎・各地区公民館・保育所などの建てかえもしくは修繕など、着手すべき箱物投資が山積しておるかと思っております。そんな中、長引く地域経済不況を反映し、当市も確実な税収の落ち込みと徹底した行財政改革と相まって、施設の手当ても先送りされている状況にあります。一方、財政健全化法のもと自治体の財務状況はかなり把握されるようになり、実質赤字比率・実質公債費比率等、4指標で見ることができるのでございますが、先送りする分が公債費など借金に盛られないことから、指標だけをとらえて健全だと喜んでいいのかということでございます。結局は先送りした目に見えない、いわば隠れ負債、これが後世のツケとしてまとまって膨らむという嫌いはないでしょうか。建物の一生は建設費のイニシアルコストに始まり、保全・修繕・改修といった一般管理費などのランニングコストが恒常的に必要となります。築15年～25年で1回目の設

備類の更新が必要となり、40年を数えますといよいよ建てかえが必要だという考えもござい
ます。今、市有財産の建物の生涯を見ても、先を見通したマネージメントがなされないま
ま、建てっ放しの状態が続いてきているのではないのでしょうか。特に90年代のバブル崩壊後の
緊縮財政が続く中で、修繕費用も大幅削減が余儀なくされ、建物の老朽化に拍車をかけている
ように見受けられます。私は行政の公平性からして、**スクラップ・アンド・ビルドを適正に行
わなければ魅力のない公共施設になりかねず、とどのつまりが、重症な状態に陥った多くの公
共施設が後世に残るということが強く懸念されますが、そういった実態を市長はどうお考えで
しょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思ひます。**

次に、**大町市営住宅の建てかえ**に関してお尋ねいたします。ただいまの安部議員の再質問へ
の御答弁の中で力を込めて、「いろいろな方たちの出資」と言われておりましたので、大変こ
の質問、しにくくなりましたが、私はこれまでもこの大町市営住宅の建設のあり方については
再三質問しておりますので、簡略にお聞きいたします。事業が間もなく開始されようとしてい
る今、これまでの市当局説明を聞いてみますと、まだまだ納得できる状況にないように思いま
す。当初、住宅戸数が24戸、25戸の予定が30戸に膨らんだとか、最近になりますと、大町通り
の車の流れから1階店舗部分の利活用が不透明であったり、車道駐車帯の計画が公安当局と十
分ではなかったり。その中でも関心を持ってお尋ねしたいのは、**なぜ1戸の住宅管理に月額3
万円もの差額補てんをしていかなければならないのか**ということでございます。この計画案は
見直しが検討されたとの説明はないことから依然としてそのお考えのようですが、市民の血税
を特定の入居者に分け与えるやり方は本当に市民のコンセンサスが得られるのでしょうか。そ
の点につきましては市長の賢明な御答弁をお聞かせ願ひたいと思ひます。なお、私は何度も言
っておりますとおり、中心市街地の**大町でコンパクトシティ**を標榜するのであれば、大町の
あの場所自体が十分入居条件の魅力を持つ場所であり、何も市が家賃差額を補てんしてまで入
居者の募集の手助けをしなくてもよいと思ひしております。そもそも、入居してくださるか
どうか自信がないような場所だとすれば、中心市街地としてのイメージ構想そのものを見直し
た方が正解かと思ひます。この時期、一般会計・特別会計合わせて800億円を越す起債残高を
抱える中で、今、家賃を市が補てんしなければならない理由がどこにあるのか、市長の賢明な
御答弁をよろしくお願ひいたします。

次に、**市立総合病院の経営**に関してお尋ねいたします。今、公立病院が厳しい経営環境にあ
る中で、市民は市が病院を持ってくださることに感謝と敬意を表しておりますが、私から
も改めて御礼申し上げます。リニューアル計画では120億円を上回る建設費を2けたに抑えた
市長の決断は大いに評価するとともに、公営企業化、管理者の設置など、常に医療政策の推進
に努めておられましたことに心から敬意を表したいと思ひます。早速本題に入らせていただき
ますが、市立総合病院の経営につきましては昨年秋の決算特別委員会でも審議され、平成19年
度の経営状態が最悪なことは御承知のことと思ひます。これまでの営業収支の動向を見ますと、

平成16年度の約7,400万円の黒字を境に赤字へと転落しておる実態がございます。特に累積損失が平成18年度で10億円、19年度は14億円余りの赤字と、収入と費用との幅が大きく開いていく、いわば総収益が総費用に追いついていけないといった状況でございます。特に19年度、一般会計から3億円を超える繰入金を受けているにもかかわらず14億円の純損失を計上し、累積損失が24億円余りと年々肥大化してきております。無論、この繰入額は資本的収支への繰入金約6億円余りを除いてです。また、市立総合病院が平成18年に策定した中期財政収支計画がございましたが、これの収益的収支では平成21年度、経常損益が基準内繰出金5億4,000万円余りを繰り入れしながら、損益で4億7,000万円余りの純損失が出ると見込まれております。20年度では3億5,000万円の損失です。これだと頭から損失が出るのだということをいとも簡単に認めておられるように感じますが、市長はどうお考えでしょうか。私はこういう経営計画の見通しですと毎年赤字決算を計上するというので、さきの12月定例会で市長が申し上げた3年先をめどに黒字化、これが本当に望めるのかどうか大きな不安にかられる一方、懸念されますことは、病院運営の根本である収益的収支が悪ければ、幾ら外部から繰出金や負担金で毎年厚塗りしても切りがないというふうに感じます。また、肝心の経営見通しが思わしくない、それがわかると繰入基準、これを見直すという方針を12月議会で述べておられます。そもそも繰入基準は、救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門にかかわる診療を補完するものと私は理解しておりました。中期経営計画では繰入金が毎年約1億円ふえる見通しを立てております。こうなりますと、際限のない繰り出しがあるということで、一般会計は病院と共倒れ・討ち死にすら覚悟しなければならないこととなります。繰入基準を独自に設けるとなると、見直しで将来的に際限ない繰り入れにつながるものが危惧されます。やはり繰り出しにしても、**限度額といった線引きも必要**かと私は思うのですがいかがでしょうか。繰り入れるにしても、病院が果たすべき役割を見直し改めて明確化すると同時に、これを踏まえ、一般会計等との間での経費の負担区分について明確な基準を策定し、健全経営と医療の質の確保に取り組む必要があるかと思えます。そのためにも、**繰入基準を明文化**し、きちんと市民の了解が得られるよう努めていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。また、**3年をめどに黒字化が実現できるのか**、その点につきましても再度、市長の御見解をぜひお聞かせ願いたいと思えます。

次に、日ごろ2次医療を標榜すると内外に申しておりますが、その2次医療特化についてお尋ねいたします。先般公表した20年度上期の営業成績のうち収益の柱である診療収入では、患者数は昨年同期比で入院・外来とも同数か、あるいは減少しております。特に病院収益の片方の柱である外来患者数が減少しているのが気がかりでございます。これも2次医療への特化がもたらす経営者の意図がそのまま結果に反映しているものと私は思っておりますが、また、新患の受け入れ態勢といいますか、外来患者の診療については紹介状の持参が求められ、「病診連携と言いながら、その都度また初診料負担がある」とか「行きにくくなった」という声をよ

く耳にいたします。中には「一番なのは救急車で行けばいい」、そういううがった考えを持っておられる方もいらっしゃる。ヘリポートの利活用について私は以前にも質問させていただいてありますが、ちなみに市立病院の建物維持管理費だけを見ても、改築前の平成16年度ころはおよそ6億5,000万円、これが19年度の新病院では9億8,000万円——約10億円近くに膨らんでおります。私はヘリポートよりソーラーシステムでも設けた方がよほど良かったと思っておりますが、患者受け入れはゼロということで回数は少ないにこしたことはないと思っておりますが、あいにく搬送のみだという現状では2次医療への道はるかに遠いと言わざるを得ないと思います。確かに、世間体がよくて聞こえはいいわけですが、秋田・弘前の各医療圏の谷間にあるこの大館で、2次医療として襟を立てたものの、新患が気軽に行けない地方病院となって果たして本当に生き残れるのかどうか、私は危惧するものでございます。そのことを踏まえてお尋ねいたしますが、高度医療機器を整備し医療スタッフを育て充足するのが2次医療特化であるのは少し理解するものの、患者と向き合うことが希薄になりはしないかということでございます。また川柳を読み上げますが、先日このようなものを目にいたしました。「キーたく 医者は患者の 顔を見ず」、今の市立病院をあらわしているのではないかと少し心配するところでございます。現在の市立病院が健全経営に結びつくのか、そうしたことも心配されますが、市長の想定するところの**2次医療特化の意味合い**はどのようなことか、また、いつの時点になるのか、**いつ確立されるのか**、その点につきまして御答弁願いたいと思います。今、多くの公立病院が改革の流れの中にあると聞き及んでおります。ぜひ、地域の医療を継続提供していただくためにも、経営を最大限に効率化させ、財政面・診療機能面の双方から市立病院としてのあるべき姿の明確化と経営の効率化を推進してくださるよう、切にお願いしたいと思っております。

続いて、管理者にお尋ねいたします。昨年10月4日午後、病院が停電で、骨折で駆けつけた患者を診られないということがあったようですが、管理者はおわかりでしょうか。患者は慌てて回った民間医院も休みで、最後、労災病院で処置してもらったということでございます。高度医療を標榜する市立総合病院が安易に**停電になって急患を診ることができないことがあるとしたら、これは一体どういうことか**。通常ですと診療部門にあつてはリカバリーの自家発電が稼働します。危機感に欠けると言うしかないのですが、これの賢明なる御答弁をお願いしたいと思っております。

次に、このたびの**経済不況に関連して市が発注する公共工事のあり方**についてお尋ねいたします。御承知のとおり、ここ数年来、行財政改革のあおりをまともに受け、経営の破綻が加速度を増しておりますのが地方の建設業界でございます。少ない工事物件の受注に低価格競争を余儀なくされる一方で、工事費を担保に賃金の支払いや資材等購入に融資を受ける、そういったケースを多々耳にしております。地方経済の大きな支えとなってきたことは過言ではありませんし、作業員の雇用、農家の救援土木、災害時の緊急支援など、多くの役割を担ってきてお

ります。また、多くの離職者の救済にも、工事の前倒しなどによりつなぎとしての雇用の場も提供できるものと期待されます。昨年、平成20年9月、総務省と国土交通省が連名で自治体に要請した「建設業における「安心実現のための緊急総合対策」の適切な実施について」という通達がございます。これによりますと「建設業が地域産業の中核として持続的に発展することができるよう、適正価格での契約の推進のための公共工事の入札及び契約の改善を早急に行う必要があります」としております。また、ことしに出された2次緊急要請では、「入札契約手続期間の短縮を図り、可能な限り速やかに発注」「完成検査、支払手続等の迅速化等により可能な限り年度内支払い」、そういったことを指摘しております。「前払金及び中間前払金の適切な運用」も指導しております。やはり、地方の経済活性の柱は建設業に負うところも多く、特に弱者雇用といった面もございます。そこでお尋ねいたしますが、今、**地方経済不況克服の柱としての建設業に対して市はどのような対策をとられておるのか**、また、対策が現実的に機能しておるのかどうかをお尋ねしたいと思います。今般、市は緊急経済対策型の予算を組み、3月補正に計上されたことは大変結構なことと評価する一方、市長から工事の発注は元請から孫請まで地元企業にという強い指示が出されるようで、地元要望にこたえていただき大変喜ばしく思っております。ただ、難を言えばもっと早くに対応していただければよかったのではないかと、そう思っております。

続いて、市が発注する公共工事についてお尋ねいたしますが、この3月補正ではあえて申し上げますと、いつもながら一般会計における土木事業のうち3件が繰越明許になっております。通常、工事契約では契約期間の定めに従い工事がなされ完工するのが当然でしょうが、中にはどうしても契約期間内に完工できないといったこともございましょう。ただ、懸念されるのは、これが安易に工期を延長するという手法がとられていないかということでございます。私はいつもながらこうしたケースが例年多いと思っておりますが、よくあるパターンとして、工期延長に伴い契約額が膨らむというケースが多々あるやに聞き及んでおります。工期の延長要因を一般的に考えますと、想定外の事態が現場に生じた場合が考えられますが、その要因が人的なものであっては、これは容認しがたい一面があると言わざるを得ません。特に、設計段階での見落としに起因する事態であっては施工業者以前の責任問題があるわけで、請け負ったコンサルタントの責任は到底見逃すわけにはまいりません。今ここでその具体的な名前は出しませんが、このたびの繰越明許にあつては、9月に発注した事業を3月補正に盛り込むために、12月には契約工期内に仕上げられない、間に合わないという答えが工事着工直後にもう出ているのではないのでしょうか。こうした発注の仕方、また、受注のあり方が本来正しいのか。特に、生活密着型の工事にあつては受益者に大変な不便を来すことにもなりかねないわけで、現実、4月、5月の農繁期まで待てないといった苦情も地域から寄せられており、やはり契約に沿った工期内の完工が求められてしかりと思えます。そこで最後にお尋ねいたします。**繰越明許で工事費がかかり増しになっているケースはないのか**。また、繰越明許するに当たっては、工事

契約あるいは検査の中で、その要因が十分検討・検査されているのかどうかをお尋ねし、これで私の質問を終わらせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。

1点目、公共施設の管理について。①スクラップ・アンド・ビルドしないと重症状態が後世に残るが、どのように対処するのか(先送りした目に見えない隠れ負債への対処)ということですが、本市は市制施行後58年を経過しておりますが、その間、時代のニーズにこたえるためにさまざまな公共施設を建設してまいりました。また、昭和30年の昭和の大合併、昭和42年の花矢町との合併、平成17年の比内・田代との合併を経て、それこそ膨大な公共財産を所有するに至っております。これらにつきまして、担当部署がそれぞれ工夫を凝らしながら管理運営しているほか、共通業務についての共同発注や指定管理者制度の導入など、コスト面や民間団体の活用にも十分配慮しております。しかしながら、近年の少子高齢化の進展による地域人口や施設の利用状況の変化が著しいことから、特に地域に密着したコミュニティー施設等に関し全市的な見通しを明らかにするため、公共施設の適正配置計画を作成したところであります。この中で、市全域の拠点となる施設として中央公民館や勤労者総合福祉センターなど8つを指定したほか、市内を小・中学校の通学区域に着目した31のエリアに分割し、それぞれ行政運営により堅持していく施設と地域の自主性にゆだねる施設に分類した上で、今後の運営の基本方針などを示したところであります。また、学区再編や保育環境の整備、住宅マスタープランなど、行政目的ごとの計画を合わせながら、公共施設のあり方を総合的に見直す体制を徐々に整えております。再編等の取り組みに当たりましては、本来の施設目的のみならず、耐震性を初めとする安全性や防災時の役割なども考慮しながら、改築やリニューアル・統廃合などを行っていくこととしております。橋梁についても必要性や緊急性に応じて補修等を行っていく必要がありますが、改築するためには膨大な費用がかかるため全国的な問題となっております。これを受けまして、国では平成19年に橋梁長寿命化修繕計画国庫補助制度を創設しております。この制度は状況が悪化してから対応する事後的な補修に加え、予防的補修も補助対象となり使い勝手が向上したものであります。本市には橋梁が454橋あり、職員による目視点検を行うとともに危険と判断される箇所は補修工事を行い、適宜対処してきたところでありますが、このたびの補助制度の変更を受けて、橋長15メートル以上の118カ所の橋梁について長寿命化修繕計画を策定するため、本定例会に関連予算を計上しているところであります。平成21年度はこれらの箇所について橋梁点検を実施し、平成22年度には長寿命化修繕計画を策定するとともに、橋長15メートル未満の橋を含めまして緊急性・重要性を勘案して橋梁の補修・更新計画を立て、市民の安全・安心を守るため万全を期してまいりたいと考えております。

②計画する大町市営住宅の管理費に、1戸につき毎月約3万円もの補てんの必要があるのか

についてであります。大町地区の居住人口はこの四半世紀で半減しておりますことから、現在策定中の住宅マスタープランにおいては、中心市街地の再生を図りながら利便性が高く歩いて暮らせる町中に多くの市民が居住できる「街なか居住」を掲げております。議員御指摘の家賃の差額補てんという点につきましては、現行建物の解体除却費や建設費を分割して補助する性質のものであり、「街なか居住」を推進していくための政策的経費と位置づけております。なお、この解体・建設費の補助額につきましては、少しでも圧縮できるよう検討を重ねているところであります。市営住宅の整備には事業主体が市であれ民間であれ、多額の市費負担が必要となりますが、その負担を軽減するためにクリーンセンター導入に際して採用したPFIに準じた手法をとったものであります。今後とも市費負担の軽減を考慮しながら大町地区の再生を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目、市立総合病院の経営について。①繰入基準を見直すというが、限度額を明文化すべきという点であります。総合病院は老朽化していた病室や基幹設備などを一新し、御利用いただく市民の皆様の療養環境の飛躍的な向上と2次医療機関の専門的な医療環境を整えることを主眼として改築したものであります。新病院となったことによる管理費や減価償却費の増、さらには病院収益の向上を目指した看護基準の見直しによる人件費の増などにより、多額の赤字を計上していることは議員御指摘のとおりであります。一方、医療費総額の圧縮施策等に起因する全国的な公立病院の経営悪化状況に対応するため、平成19年12月、総務省から病院改革ガイドラインが示され、これに沿った経営改革プランの策定が義務づけられました。市立病院事業経営改革プランは20年12月に策定されておりますが、内容を検討・精査する中で病院経営をきちんと軌道に乗せるためには繰出金の増額が必要と判断し、それに基づいた予算案を本定例会に御提案したものであります。しかしながら、議員が憂慮されているように、際限のない追加繰り出しでは一般会計も非常に厳しい財政状況にありますことから、昨日の富樫議員の御質問にもお答えしましたが、まずは病院自体の徹底した経営改善や病床利用率の向上を前提とした上で、資金不足比率が財政健全化法の経営健全化基準であります20%の半分の10%以内となるように支援していくこととしたものであります。平成22年度以降につきましても、地方交付税の動向や市税調定額の状況、さらには地元経済の活性化策や雇用対策など、一般会計の財政状況と合わせ、病院の収支状況も十分に検討しながら、地域医療の確保に向け議会の皆様と御相談してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②3年をめどに黒字化が実現できるのかについてであります。平成21年度から増改築事業による建物減価償却が始まることから、21年度7億7,000万円、22年度も7億7,000万円、23年度で7億4,000万円と膨大な減価償却費が費用として計上されることとなります。したがって、経常収支での黒字は大変厳しいと考えておりますが、実際の現金ベースでの単年度実質収支については3年と言わず早期に黒字となるよう、また、財政健全化法による健全化の基準であります資金不足比率が10%に達しないよう、改革プランに沿って経営改善に全力で取り組

んでまいりたいと考えております。今後とも2次医療を担う地域の基幹病院として将来にわたって市民の健康と安心を守るため、安定した経営と医療環境の整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

③2次医療特化の意味合いは、また、いつ確立できるのかについてであります。総合病院は、1次医療をバックアップしながらがん診療・救急医療を行う病院として、また、災害拠点病院・エイズ治療中核拠点病院など2次医療圏における中核病院としての役割を担う病院として位置づけしております。さらに、県北一円をエリアとした地域周産期母子医療センターとしての体制も整えており、この4月からは地域がん診療連携拠点病院として指定を受けることが決定いたしました。国は適正な医療の効率的な提供を図るため、病院と診療所との機能分担を推進しており、総合病院としましても同様の観点から、地域の医療機関と役割分担を行い専門的な医療を行う環境を整えたいと考え、これまでも連携ができる診療科については病診・病病連携を推進してまいりました。しかしながら、15の診療科の中には開業医が少ない診療科もあり、総合病院が1次医療を担っている科もありますので、完全に2次医療機関に特化することはできない状況となっております。このたび策定いたしました病院事業経営改革プランにおいても、地域における2次医療機能を担うため病診・病病連携の推進に取り組むことを掲げており、患者紹介率は平成20年度が39.5%の見込みとなっており、23年度では60%を目標としております。また、退院患者の逆紹介率の目標は21年度以降40%としております。本市では、開業医などの1次医療機関の質・量ともに充実してきていると認識しておりますので、今後一層、病診連携・病病連携を推進することにより、効率的な医療提供が実現するとともに、総合病院が本来果たすべき2次医療機関としての専門的な医療を行う環境が整うものと考えております。また、地域の医療機関と1次医療・2次医療の連携体制を整備することにより、患者さんが安心して医療を受けられるように努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

④停電時に急患の受け入れを回避した実態については、後ほど病院事業管理者からお答え申し上げます。

3点目、経済不況に関連して発注する公共工事のあり方について。①経済不況克服の柱として、建設業界にどのように対処しているのかについてであります。地域の建設業に対する緊急対策の実施については、昨年9月に続き本年1月に総務省及び国土交通省から各市町村に通知があったところであります。この中では、適正価格による契約の推進のため、公共工事の入札や契約手続、支払い手続の迅速化、低入札価格調査等のダンピング防止対策、高騰する建築資材価格への対応、工事受注業者の資金繰り支援対策の実施など、全11項目にわたる要請が盛り込まれております。市の経済や雇用の中核を担う建設業の工事の入札に関しては、平成19年7月と20年4月に低入札価格調査制度を見直しておりますが、低入札による受注件数は前年度の40件から6件に減少し、一定の歯どめがかかったものと思っております。市ではさらなる公共工事の品質確保や地域経済の活性化、建設業従事者の雇用の安定を図るため、最低制限価格

制度を含めた制度の見直しを検討しており、本年度1件実施しました総合評価落札方式による入札につきましても来年度には拡大することとしております。また、建設工事に要する資材価格の高騰に対処するため、契約金額を変更して補う単品スライド条項を昨年12月から運用しており、2件の適用がありました。さらに、受注業者の資金繰り支援対策としましては、契約金額500万円以上としていた前払い金の対象工事を300万円以上の工事に拡大するとともに、中間前払い金を行うための規則改正作業を4月実施に向けて進めているところであります。市といたしましても、今後も国の通達の趣旨にかんがみ、早期発注、工事代金支払いの迅速化に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

②繰越明許することで工事費のかかり増しはないのか。繰越明許の要因を十分検査・検討されているのかについてであります。予算の繰り越しについては、事業費の追加や用地取得が困難な状況にある場合、さらには豪雪などの異常気象により年度内に事業が完了できない場合など、やむを得ない場合に行うものであります。本定例会で繰越明許をお願いしている事業につきましても、国による道路特定財源の見直しに時間を要し当初の予算配分が少なかったことや、JR東日本との協議に日数を要したことなど、予算の年度内執行が難しい状況にあったことから、繰り越しをお願いしたものであります。御指摘の繰り越しした場合における工事費のかかり増しは特にございませんが、今後はきめ細かく事業を調査した上で工期を設定していくほか、繰り越しにつきましても、その理由について十分に精査して対応してまいりたいと考えております。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○病院事業管理者(佐々木睦男君) ただいまの田中議員の御質問にお答えいたします。2の④停電時に急患の受け入れを回避した実態についてということでございます。まずは、昨年10月4日に骨折で来院されました患者様には、御不便と御心配をおかけしましたことをおわび申し上げます。当総合病院は電気事業法により年1回、院内の電気設備点検が義務づけられておりますが、今回は高層棟が完成して初めての点検でありましたので、昨年10月4日と5日の2日間にわたり点検を実施いたしました。点検作業は停電を伴うためX線ほか各種検査機器が使用不能となることからやむを得ず救急外来を休診とし、救急車の受け入れについては他院をお願いしたものであります。今回は作業停電でしたが、突然の停電の場合は自家発電によりまして医療機器が稼働することになっております。休診につきましては、消防並びに近隣病院・高齢者施設・保健所などに通知するほか、休診のお知らせを院内ポスターや病院ホームページ・地元新聞へ掲載するなどして市民への周知を図っております。なお、来年度からは1日で行いたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○24番(田中耕太郎君) 議長、24番。

○議長(虹川久崇君) 24番。

○24番（田中耕太郎君） 今の管理者のお答えにちょっと疑義があるわけですが、この次また改めて伺うことにいたします。ここで1点、市長にお聞きいたします。繰越明許に関してでございます。行政報告にございました葛原橋ですが、この4月供用ということでございます。この件に関しまして工事費は3月補正で繰越明許になっております。ということは、ここは通行させるけれど、工事現場はまだ動くということで解釈してよろしいのかどうか、お知らせ願いたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 葛原橋につきましては、平成19年11月に沈下が確認されたということで通行を禁止しまして復旧工事を行っており、皆さんに大変御迷惑をおかけしております。今年度の工事につきましては、先ほど申し上げましたけれども、国の特定財源の見通し、見直しと法案が不透明であったことから、発注が10月におくれたわけでありまして。早期完成に向けて全力を挙げたわけですけれども、橋梁の工事そのものは今月末で完成しまして、4月からの供用開始を予定しております。完成検査等、事務手続上から今定例会での繰り越しをお願いしているわけでありまして、どうか御理解賜ればありがたいと思います。

○議長（虻川久崇君） この際、議事の都合により休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（虻川久崇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

笹島愛子君の一般質問を許します。

〔17番 笹島愛子君 登壇〕（拍手）

○17番（笹島愛子君） 日本共産党の笹島愛子です。厳しい経済状況が続いている中、本定例会が始まりました。身の引き締まる思いがいたします。昨年秋以降、日本経済はかつて経験したことのないスピードで悪化していますという言葉が毎日のように聞かされています。また、昨年末の年越し派遣村のニュースには日本中の誰もが驚きを隠せなかったはずですが、私の知人も、正月を子供たちのところで過ごすため上京した際、派遣村で1日だけお手伝いをしてきたそうですが、「世界第2位の経済力と言われている、これが日本の今の姿かと改めて驚いた」と言っておりました。雇用先や住まいをなくした人たちが再就職するまでの間、生活保護を申請するなど、この間の動きは御承知のとおりです。しかし、中には派遣などの働かせ方・働き方に疑問を持ち、親元へ帰らざるを得なかった人もあったようです。また、帰った人の中には、高齢のひとり親のもとへ帰ったものの仕事がすぐに見つかるか心配だというような人も、マスコミで取り上げられていました。人として健康で働きたいということはみんなが願っているこ

と思います。そういった願いにこたえるためにも国や大企業などの責任は重大です。自治体の首長としても、国への要望、企業の不当な働かせ方などには労働局などとも対応を密にしながら、働く人の雇用を守っていただきたく思うものです。さて、本市における雇用・経済情勢につきましては市長の行政報告でも述べられておりますし、予算編成に当たっての考え方も述べられております。今後もよいアイデア・知恵を出し合って、市民生活向上に向けて取り組んでいきたい旨の発言もしておりますので、市民からいろいろな要望や提案が寄せられるものと思いますが、積極的に慎重に、そしてスピードアップして検討することを求めたいと思います。それでは、順を追って質問いたします。

1点目は、雇用創出にかかわる内容です。**地域経済の活性化は「人手のかかる仕事」、マンパワー事業をつくること、ふやすこと。**それこそ大館市の元気がアップすると考えるものです。緊急雇用対策の事業は事業として期間限定で行うので当然ですが、私は大館市の特徴として、人のつながる仕事をつくることこそが今後とても大事になってくるし、求められていると思うのです。まず、人手のかかる仕事といいますと、何といたしましても高齢者や子供・障害者等に対する福祉の仕事です。福祉といたしましても専門分野から外れた、いわゆる隙間を埋めるような事業です。これはあくまでも例えですが、地域の高齢者の要望にこたえて、買い物をするとか美容院・美容院に連れていく、また、学校や通学路・公園などのパトロール、これは3月末まで行っておりますけれども、さらに、学校給食に一手間かけるため地元産の規格から外れたような、それでもおいしい野菜などを活用するなど調理員・補助員をふやす等々です。そのことによって地域で働く人もふえ、その地域で高齢者の方が生活できる、日中も地域で人が動いているという状況が作り出せると思うのです。これはほんの一例ではありますが、人手のかかる仕事、マンパワー事業についての市長の見解を問うものです。

2点目は、この**4月で1年になる後期高齢者医療制度**についてお伺いいたします。「75歳以上は後期老人、もう先が見えている、逆算して生きる等々言われているようだ」「人間にはみんなに寿命がある。それなのになぜ前期だの後期だと差別されなければならないのか」と高齢者の方々からさんざん言われた悪名高い後期高齢者医療制度、これが始まってまもなく4月で1年になろうとしています。その後期高齢者というネーミングもさることながら、保険料は年金から天引きされることでさらに不満を募らせています。低所得の方は納付書方式です。そこで、まずお伺いしたいのは、その普通徴収の**保険料の収納状況が現在どのようになっているのか**ということです。その収納状況によって、1年間未納している方からは保険証を返してもらい資格証明書を発行するというのが、この制度の最もひどいところです。国民健康保険加入者の高齢者からは保険証の取り上げは禁止されていますが、この後期の制度は全く逆のやり方です。年齢を重ねれば病気にかかりやすくなるというのは、みんなわかっていることです。市長も当然ながらそれはお認めになると思います。そこで、広域連合の一員であります市長には声を大にして、**資格証明書は発行しないよう、広域連合で強く発言していただきたい**のです。

市長の決意のほどをお聞かせいただきたいと思います。

3点目は、**住宅用火災報知器の設置義務化への対応**についてお伺いいたします。住宅火災による死亡者を低減するため消防法が改正され、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。平成23年5月31日までに設置しなければならないわけですが、現在の設置状況はどのようになっているのでしょうか。テレビのコマーシャルでも見ましたが、いまだに必要性の認識は低いように見受けられます。町内会ごとに説明会もやり、消防団や自主防災組織等にも声かけなどしているようではありますが、進まない理由など押さえているのでしょうか。押さえるためにはまずきちんと調査する必要があると思います。ある町内の方は「調査したが、結果はどうなったのか、どうするのかなど何も連絡はなかった」と言っておりました。まず町内会ごとに調査し、設置しない理由、設置できない理由などを押さえるべきでしょう。特に、高齢者などはどこで売っているのか、1個どのくらいするのか、何個つけなければならないのか、自分たちでつけられるのか等々の心配があるようです。このようなさまざまな疑問や経済的な面などに配慮するなど、市のきめ細かな対応が必要と考えます。ちなみに、昨年の大館市の住宅火災では7人も死亡しています。火災を未然に防ぎ死亡者を出さないためにも、対応方をお聞かせください。

次は、**市立保育園の管理・運営**についてお伺いいたします。厚生労働省は2月24日、くしくもこの定例会初日に新たな保育の仕組みを導入する改革案を決定しました。これは厚労省が社会保障審議会少子化対策特別部会に示してあったものです。さらに、今後の流れとして、制度の細部を議論し、2010年度か2011年度の通常国会に児童福祉法の改悪案を提出し、2013年度から新制度を実施することが予定されています。この新制度では市町村の保育実施義務をなくすというものです。しかし、その中でも保育提供体制の確保や利用の支援、保育費用の支払いなどの実施責務を市町村に課すとしています。それでも公の責任は大きく後退することになります。この新制度では保育の必要性を市町村が認定し、それに基づいて利用者が自分の責任で保育園と契約を結ぶこととなります。現行の制度では、保護者が市町村に保育所の利用を申し込み、市町村が優先度の高い順に入所を決定しています。それが個別契約となれば、保護者も保育園も混乱や事務負担の増大は避けられなくなると思います。いずれにしても、**厚生労働省**は保育も市場にゆだねようとさまざまな方策を出しています。このような**国の保育制度改革に対する市長の見解**を伺うものです。

次に、**少子化対策のかなめは保育園の充実である**と考えますが、市長の見解はどうでしょうか。このたびの改革案は、第20回の部会の第1次報告を決定したものでありますが、この第8回部会で舛添厚生労働大臣は新雇用戦略を提案していました。その中には、低賃金ですぐれた労働力イコール女性の労働力化を挙げて、女性の就労や待機児童ゼロ作戦の必要性などを挙げております。それにしても低賃金ですぐれた労働力などと何と人権を無視した考え方なのかと怒りを禁じ得ません。が、それはまた別問題で対応するにしても、待機児童ゼロ作戦の必要性

は当然であります。働く女性・母親にとって、また、ひとり父親にとっても保育園は仕事に集中できて安心して働けるよりどころです。安心して子供を産み育てられる少子化対策のかなめは保育園の充実です。市長の見解を伺うものです。

さらに、**保育園の多様化への対応は公立保育園こそが担うべき**です。市内にある私立保育園やへき地保育所などのすぐれているところなどを取り入れることや、保護者の要望、また、保育士さんや保護者の方々との意見交換や、全国のすぐれている保育の研修など行いながら、少しずつでも多様化に対応できるようみんなで努力するべきです。市長はその先頭に立っていただきたいのですが、いかがでしょうか。

次は、**児童福祉法で担保されている国及び自治体の保育における実質的な責任について**、市長のお考えを聞かせていただきます。1997年6月に児童福祉法が改正され、98年4月から施行されました。この改正された児童福祉法によって保育所は措置施設から外されましたが、措置制度の根幹である自治体の保育保障義務、財政の公的負担、最低基準の維持には手をつけることができませんでした。言葉の上では措置制度がなくなりましたが、国や自治体の保育における実質的な責任は担保されたと見ているのですが、市長、いかがでしょうか。

そこで、今回提案されている市立保育園の指定管理者制度、これは導入せずに**市が責任を持って公立の保育園として運営するべき**です。市長の見解を求めます。

5点目は、**へき地保育所及び保育士等の今後のあり方について**お伺いいたします。先の質問項目は公立の保育園でありますので、運営は当然のことながら行政であり、すべての責任は行政にあり、保育士等も市の職員です。しかし、へき地保育所の運営はそれぞれの地域の方々が運営委員になり、市の責任のもと運営されてきました。委員の中には教師退職者や地域婦人会の代表の方なども入っております。運営形態は今述べたとおりであります。内容は大館市へき地保育所設置条例や規則に沿って行っております。しかし、保育士の身分は市の職員でもなく、給与も市の職員に準じた方法で行っているものの、市立保育園の保育士とは大きな開きがあります。このように、へき地保育所は児童福祉法に基づいた保育を行っているものの、複雑な運営を行ってきた経緯があります。今度は指定管理者に運営させるという条例改正が今回提案されておりますが、今の運営をそれぞれの保育所の運営委員に任せるというのではなく一本にするということであっても、**保育士の身分は当面現状維持することだけは必ず守るべき**です。**その上で、今後は引き上げの努力とさらに職員をふやす努力もするべき**です。市長、いかがでしょうか。

各地域にあるへき地保育所は保育士さんを初め、地域の皆さんに応援していただき歴史をつくってきました。今後、管理者はかわっても、**保育の質は変えず、むしろ改善しながら少人数でも地域に密着した本当によい保育所づくりをしていただきたい**と心から願うものです。市長、いかがでしょうか。

また、地域に根ざした保育所にするためにも、**障害児や乳児等の保育も必要になってくるの**

ではないかと思うものです。障害児といいましても、重度で専門的な知識が求められるのでなく、軽度で集団の中で育てた方がよりよい成長につながる場合もあると思われますし、働く保護者の方にとっては家から近い保育所は安心だと思います。乳児につきましては、ミルクをつくったり離乳食をつくったりする、いわゆる給食作業室等が必要となってくるでしょうし、匍匐室なども必要と思われます。それでも必要としている、また、利用したいと思っている人たちのニーズにもこたえながら、今後真剣に考えるべきではないでしょうか。子育てをしながら働きたい人、働いてはいいけれど子供同士で遊ばせたい、集団保育をしてもらいたい人等の要求にこたえられるへき地保育所づくりを今後もしていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

6点目は、**比内・田代地域の空き小学校・空き保育所等の利活用**についてお伺いいたします。現在本市には空いている建物がたくさんあります。それも、今後の利用計画などはほとんどないのではないのでしょうか。私は以前から、正札竹村にしても利用するなら早くということで、市民窓口とか福祉関連の事業を行ったらどうかなど述べてまいりましたが、今となっては何階部分をどれだけ利用できるものなのか、不安の方が先に立ちます。この質問の項目は本来なら市全体の空き建物の利活用ということにして市長の考えを問えばよかったのかもしれませんが、あえて比内・田代地域の、それも空き小学校・空き保育所としました理由は、廃止になってまだ日が浅い建物だからです。そこで大事な市の財産を有効的に、それも地域の方々が望む方向で活用されることがベストではありますが、行政として一定の方向づけを示す必要があるのではないかと思うのです。管理とかを地域に任されては困ると思うのです。私がぜひともやっていただきたいのは、デイサービス事業や子供遊びの広場または居場所のようなものです。特に田代の場合、一昨年の統合により越山小学校・岩野目小学校・山田小学校が空いたままです。山田小学校については昨年何らかの活用があったようですが、いずれにしても大変もったいない話です。大葛保育所などもデイサービスセンターなどにすれば、わざわざ扇田の扇寿苑まで来なくてもいいわけです。1つの地域ごとにデイサービスができればマンパワー事業の創設にも結びつきます。しかし、それはあくまでも行政のたたき台として示し、それぞれの地域からの要望があれば再度詰め直しをすればいいわけです。大事な私たちの財産を有効活用し地域の皆さんに喜ばれ雇用も創出できるよう、積極的な取り組みを求めるものです。

最後の質問は、**自然に触れ合い、楽しませるためにも市民の森や峠の家等の整備**をということについてです。雪が解ければすぐに新緑の季節がやってまいります。まぶしい緑の中、子供たちには思いっきり駆け回ってもらいたいと心から思います。そのためにも、ぜひ手をかけていただきたいのです。市民の森にはトンボ公園もあり、子供たちにとっては伸び伸び遊べて本当にいい場所です。しかし、年数がたてば遊具も傷み、管理棟も傷みます。傷んでいるトイレや休憩所は使いたくないでしょう。また、遊具は危険です。傷んでいる管理棟をきれいにすることは市民の森の顔がよくなることです。子供たちの声がたくさん聞かれるように、また、高

齡の方もゆっくり散歩できるよう整備するべきと考えます。峠の家については国道の改良工事が進み、中に少し食い込んでおりますが、きれいに草を刈れば思いっきり遊べます。また、桜の季節には国道から日景温泉までの見事な桜が楽しめます。市長もことは観桜会を峠の家広場でやってみたらどうでしょうか。そして来年は市民の森で、その次は田代や比内と順繰りにめぐったらどうでしょうか。どうか自然を楽しむためにも、整備のための予算を計上して下さるようお願いをして、私の質問を終わります。(拍手)(降壇)

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長(小畑 元君) ただいまの笹島議員の御質問にお答えいたします。

1点目、地域経済の活性化は「人手のかかる仕事」、マンパワー事業をつくりふやしていくこと。市長の見解いかんということではありますが、世界的な経済不況が地域経済にまで大きく影響を及ぼしてきており、本市におきましても企業倒産等が相次いだことから、市では緊急雇用対策会議を設置し、各種企業の存続に重点を置きながら一定の雇用も確保する形で対策に取り組んできたところであります。さきの行政報告でも申し上げましたとおり、国において雇用再生・雇用創出事業や地域活性化・生活対策臨時交付金が設けられておりますので、これらを活用するなどして79人の雇用を見込んでいるところであります。また、高齢者と障害者の方々に対するデイサービスや買い物補助、そして子供に対する見守り隊など、必要とされている部分についてマンパワー事業の可能性を検討し、さらに、これらを各種の団体などで行うことで携わっている人への賃金を創造できるような仕組みづくりができないかどうか、研究してまいりたいと考えております。一昨年、庁内のバリアフリー研究会からレスパイトサービスセンターに関する提言があり、これは障害者を介護する家族などの負担を軽減するため、センターが仲介しながら施設等、受け入れ先を探すなどするマンパワー事業でありました。こうした事例を研究しながら市としてどのような対策を行うべきか判断し、今後も全庁を挙げて地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

2点目、この4月で1年になる後期高齢者医療制度についてということで、①保険料の収納状況はどのようになっているのかであります。後期高齢者医療保険料収納状況につきましては、広域連合で集計した結果、普通徴収では、7月から10月納期までの収納率は秋田県全体が94.09%で、本市は92.47%と1.62ポイント下回っております。1月末現在での本市の保険料賦課額は、特別徴収が4億727万1,600円、普通徴収が1億5,857万200円、総額5億6,584万1,800円となっております。普通徴収の収納状況は12月納期まででは93.88%、未納額は748万4,250円となっております。

②保険料未納者に、即、資格証明書を発行することがないよう広域連合に働きかけをということではありますが、保険料の滞納に伴う資格証明書の発行につきましては、後期高齢者医療制度では滞納期間が1年を過ぎると特別な事情がない限り交付されることになっておりますが、昨年6月の政府・与党決定で「相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない場合に限っ

て適用する」という運用方針が示され、各広域連合で統一的な基準を設定することとなっております。このようなことから、資格証明書の適用については国民健康保険と同様に納付していただくためいろいろと手を尽くして、なおかつ、1. 納付相談や弁明の機会に応じない方、2. 特別の事情について届け出の提出がない方、3. 支払う意思がない方に対してやむを得ず交付されるべきものと考えております。これまでの取り組みとしては、納期ごとの未納者に対して督促状の発送、催告状の発送、窓口や電話での納付相談の応対をしてきたところではありますが、今後も引き続き収納率向上のため、より一層の未納解消に努力してまいりたいと考えております。いずれにいたしましても、滞納者との接触の機会をふやすことが大切であり、高齢者の医療を受ける機会を損なうことなく、きめ細やかな対応をしながら柔軟かつ慎重にこの制度を運用するよう、広域連合に働きかけてまいりたいと考えております。

3点目、**住宅用火災報知器の設置義務化への対応について**。議員御指摘のとおり、消防法等の改正により警報器の設置が義務化され、既存の住宅につきましては平成23年5月末までに設置しなければならないこととされております。全国ではここ数年、住宅火災による死者が1,000人を超えておりますが、本市におきましても平成20年中の住宅火災で7人の死者が出る事態となり、住宅用火災警報器の早期設置を市内の新聞社、広報おおだて、大館市消防本部のホームページ上で呼びかけ、消防団員による住宅防火診断やショッピングセンターでのチラシ配布、さらには消防職員による設置に関する説明会を実施しているところであります。警報器の設置率につきましては、平成20年6月の統計で秋田県の平均設置率は約15%となっておりますが、本市におきましては11月に大館地域の自主防災組織にお願いして7,350世帯を調査した結果、設置率は約25%となっております。今後の対応としましては、現在実施している広報活動を各町内会・自主防災組織などに広めるとともに、各地区で開かれている各種会合・防火座談会などの場で説明の機会をいただきながら、全国的に進められている割安な共同購入や器具の設置方法などについて詳しく説明し啓発してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

4点目、**市立保育園の管理・運営について**。①**厚労省の保育制度改革に対する市長の見解**はということですが、現在、厚生労働省の社会保障審議会少子化対策部会において保育制度改革について検討されており、その第1次報告が提示されました。その内容を見ますと、保育に関して現在抱えております課題の解決に向けた新制度への移行などが盛り込まれております。しかしながら、今回の提示内容はまだ第1次報告であり、地方の実情に合わないものがあるなど今後検討の余地があるとされておりますことから、今後の動向を見守りたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

②**少子化対策のかなめは保育園の充実と考える**がということですが、議員御指摘のとおり、保育施設の充実は少子化対策の大切な要素であると考えております。保育園に通われている園児の保護者からは保育に対するさまざまな要望が寄せられており、保育時間の延長など

を実施してきたところであります。また、希望する保育園が定員を超えるために入園できない場合などは、へき地保育所を紹介して保護者が日中働くことができるよう対処しております。今後も、少子化対策として保育に対する要望に耳を傾けながら定員増を図っていくなど、保育施設の整備に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

③**保育園の多様化は公立保育園こそが担うべき**ということではありますが、昨日の富樫議員にもお答えしましたが、最近では保護者からの保育へのニーズが多様化してきており、それらにこたえるためには保育所ごとに独自のきめ細かい柔軟な対応が必要となりますが、現実には行財政改革を推し進める中で、公立保育園としては現状の体制で今以上の効率性・迅速性・柔軟性を求めていくことは困難な状況にあります。そのため、民間の持つ機動力や柔軟性を生かして官と民がそれぞれの役割を分担し、多様な保育サービスを提供していくことが重要であると考えております。また、保育施設のより一層の充実を図るため認可保育園の指定管理者制度の導入について本定例会に係る条例案を提出しておりますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

④**児童福祉法で担保されている国及び自治体の保育における実質的な責任について**、⑤**民間委託は行わず、市の責任で**。この2点につきましては関連がありますので、一括してお答え申し上げます。指定管理者制度を導入しても保育に関する実質的な責任は、当然のことながら行政が負うものと考えております。そのため、現在市が行っている公費負担や入退園、保育料の決定などの継続はもちろんのこと、新年度からは保育指導員を設け、各施設を指導する体制をつくるなど、ソフト面につきましても充実させてまいります。また、市立保育園については基幹となる指導的施設を数カ所と、就学前障害児の支援施設であるひまわり園を公立のまま残し、市内の保育園の指導をしていくことも検討しており、今後とも保育サービスの向上に努力してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

5点目、**へき地保育所及び保育士等の今後のあり方について**。①**保育士の身分は当面現状維持でも、今後引き上げの努力と職員増の努力も**ということですが、へき地保育所は設置当時は設置された各地域の特徴を生かしながら独自に運営されておりましたが、昭和59年に各地区の保育所運営委員を代表する理事からなる大館市へき地保育所運営委員会が設立され、全保育所を一括して運営しております。その際、地域によってそれぞれ異なっていた職員の待遇については一本化が図られております。また、平成22年度からは指定管理者制度の導入を予定しておりますが、移行に当たっては現在の職員を引き受けていただくことや、職員の待遇につきましても配慮していただくようお願いする予定であります。このことにより、今まで任意団体の職員という身分が一定の法人の職員となることで安定し、改善が図られるものと考えております。また、職員数についてはこれまでと同様に、入園児童数に見合った保育士の配置を指導してまいりますので、御理解をお願いいたします。

②**保育の質の低下なく、少人数でも地域に密着した保育所**ということではありますが、へき

地保育所の保育サービスにつきましては、指定管理者制度に移行した後も保育の質の低下を招くことのないよう、先ほどお答えしたとおり、市独自の保育指導員体制の確立や指導的立場の基幹保育施設をつくるなどして市全体の保育事業の一層の質の向上を図ってまいります。また、へき地保育所は当初から地域に密着した保育所としての特色を持っており、今後も地域の方々の協力を得ながら身近な施設として運営してまいりたいと考えております。

③**障害児・乳児等の保育の必要性**についてはありますが、障害児保育におきましてはそれに携わる職員の連携や経験が必要なことから、これまでどおりひまわり園及び市立保育園で実施してまいりたいと考えております。また、乳児の保育についても障害児保育と同様に専門の保育職員の経験を必要とし一定の施設要件も求められます。現在のへき地保育所は障害児や乳児を受け入れできる設備や態勢が整った施設ではないことから、安全面も考え合わせ、今までどおり経験のある保育施設で実施してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目、**比内・田代地域の空き小学校・空き保育所等の利活用**についてであります。市内の旧小学校や旧保育所等の利活用につきましては、地元要望を第一としながら対応をしてきているところであります。旧山田小学校・越山小学校につきましては、附属の体育館を再利用したいとの強い要望を受け、校舎と切り離して使用できるよう工事を予定しており、運営・管理につきましては地区にお願いすることとして協議を進めております。また、旧岩野目小学校と葛原保育所につきましては、特に地元要望がないことから今のところ利活用の予定はなく、旧大葛保育所につきましては、これまで大葛の将来を考える会と利活用方法について協議を重ねてきたところでありますが、いまだ具体的な案が出ないまま現在に至っております。今後の利活用につきましては地区の要望を伺いながら全庁的に検討し案を提示していくなど、地域コミュニティに資するよう努力してまいりますので、御理解をお願いいたします。

7点目、**自然に触れ合い、楽しませるためにも市民の森や峠の家等の整備**をということですが、市民の森は昭和48年の開園以来多くの市民に親しまれておりますが、施設の老朽化に伴い利用者数は年間約1万人程度で年々減少傾向にあります。施設の維持管理につきましては、限られた予算の中で遊歩道やアスレチック広場の草刈り等を実施するとともに管理棟の清掃等を行い、快適に利用していただけるよう努めているところであります。また、老朽化が著しい林間研修所、森の家及び木製遊具につきましては、平成21年度に解体予定とし、管理棟については、補修・改築を含め検討してまいります。次に、峠の家の整備についてですが、この施設は開設から40年近く経過しており遊具等の修繕も限界であることから、一部20年に撤去し、残るプールや附属建物の解体については、本定例会に関連予算案を提出しており、来年度にはすべての施設がなくなる予定となっております。峠の家周辺には自然に触れ合うことができる矢立温泉郷遊歩道や、矢立ハイツなどに代表される温泉施設がたくさんありますので、今後、活用方法を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○17番(笹島愛子君) 議長、17番。

○議長(虻川久崇君) 17番。

○17番(笹島愛子君) 再質問したいと思います。まず、後期高齢者医療制度ですけれども、今回、陳情が上がっています。陳情の事項としては、低年金者の保険料の減免措置を国や広域連合に働きかけてほしいということと、資格証明書を発行しないでほしいということです。この陳情趣旨の中身の後半の方を読みますと、後期高齢者と言われる方々は戦前、戦中、戦後と生きてきて、日本の発展に尽くしてくれたことを忘れるわけにはいかない、このような文言が入っています。本当にそうだと思います。市長は特別な事情がない限りこの保険証を取り上げないようにということではありましたけれども、これは広域でやることでありますので、その特別な事情という線引きをこれから行うということではありますけれども、ぜひイニシアチブを発揮して、できるだけ保険証の取り上げを行わない、資格証明書は発行しないという方向で頑張っていたいただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それから、住宅用火災報知器の問題ですけれども、実は広報に入ってきた保存版のこの用紙ですけれども、実は私もこれは保存しておりませんでした。改めてもらったのですけれども、やっぱり1回だけの配布ではなく、定期的に配布して働きかけをしていただきたいと思います。それから、まだ設置率が低いわけですので、質問の中でも申し上げましたけれども、高齢の方とか1人でお住まいの方、自分でつけられない、どこに行けば売っているのかとか、さまざまな問題があります。ぜひそこのところをきめ細かに対応していただきたいと思います。また、市長に1点お伺いしたいと思うのですけれども、例えば非課税世帯とか障害者などへの援助の方法というのは考えていないのでしょうか。これについて市長のお考えをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、市立保育園の関係ですが、国が新制度に向かうことでこの間、本当に毎日のように私たちは新聞の報道で見えています。私は先月、保育所問題に関する国の政策の勉強とか、地域の問題とか、保育士さんの話を聞く政策セミナーに行っていました。厚労省が出している保育制度の案については、保育士さんを初め、本当にいい保育をしたいと思っている人たちが頑張っていました。今の厚労省が行う保育制度でやれば、本当に個別に契約しなければならないとか、時間単位で行われるとか、さまざまな問題を抱えているところです。これについては厚労省の動きもそうですけれども、やはり何としても国の動きによって地方の自治体も動いていくということがありますので、ぜひ公立で、公の責任をとることを、働きかけをしていただきたいと思います。あと、保育ニーズが多様化しているということに対して、公立だけではなくて私立も含めてやっていかなければいけないということを市長はおっしゃいましたが、私はこういった多様なニーズにこたえるためには、やっぱり公のところが大事だと思うのです。それで今回、指定管理者を提案していますけれども、どうして民間にやらせようとしているのか、

そして民間でできることであれば、公立でもできないはずはないと思うのです。やっぱり財政が問題だと思います。これについては市の職員を減らす方向であることとか、昨日の富樫議員への答弁にもありますけれども、正職員と非常勤職員の人数のバランスとか、職員待遇の改善などがありますけれども、これは全く矛盾していると私は思います。今までのいい保育をやるのであれば、臨時職員を正職員にするとか、こういった対応はできるはずだと思います。ぜひ指定管理者制度は導入しないということを、本当はこの場で明言していただきたいと思いますが、改めて市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

あと、市長はどのような子育てをしたかわかりませんが、2人働いて子供を保育所に預けて、そして仕事が終わったらまた迎えに行ってしまう、本当に一時期ではありますけれども大変な状況です。へき地保育所で私の3人の子供がお世話になりましたけれども、3番目の子供が、「実はお迎えに来るのは自分が一番遅かった。それでも1人でゆっくり遊べた」と、このように言っていました。私はやっぱり地域の保育所だからこういうふうに臨機応変に見ていただけたと思って本当に感謝しています。ぜひ、へき地保育所に関しては指定管理者に移行したとしても、保育の質を低下させることなく、保育士の皆さんともども本当に頑張ってください。へき地保育所のあり方としては本当に複雑ではありますけれども、歴史のある、頑張ってきた保育所だと思います。これについての市長の認識ももう一度伺いたしたいと思います。

あと、最後ですけれども、比内・田代地域の空き小学校とか保育所等の利活用については、いまだに地域から要望がないというふうなこともありました。これは本当に大変だと思います。その施設を地域で管理するというのは本当に大変だと思うのです。と言いますのは、地域の町内会の役員をやる方もいないといえますか、本当に大変だという声も聞かれる中でありますので、私は行政が示したとおりにやれというのではなくて、先ほども言いましたように、やっぱりたたき台を示すことも大事だと思います。ぜひともこの点を頑張って活用できるようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 再質問にお答えしたいと思います。まず後期高齢者につきましては、御要望の点につきまして広域連合議会の方に、保険料の減免措置なり、資格証明書を発行する場合の配慮なりはお伝えしたいと思います。

火災報知器につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたけれども、これからもまた、もちろんいろいろな機会をとらえて、広報で1回だけでなく何回もお知らせをしたりしていきたいと思います。そしてまた、高齢者・ひとり暮らし等、きめ細やかな対応ということで、器具そのものはそんなに高いものではありません。1個3,000円から5,000円の範囲内で買えると思いますけれども、問題は取り付けの仕方等をどういうふうに行うかよくわか

らないということが一番大きいと思います。特に天井につけますので、高所につけるといことから、なかなか高齢者なり、ひとり暮らしの場合には難しいのではないかと思います。また、障害者の方もなかなか大変だと思いますので、その辺どういうふうな取り付けができるのか、今後検討していきたいと思います。非課税世帯と障害者への援助という点については、むしろ取り付けの仕方についてどういうふうにお手伝いができるかということについて、今後検討していきたいと思います。

保育園につきましては、そもそも、この第1次報告の内容を私も読ませていただきましたけれども、今回の報告というのはどちらかといいますと、想定しているものは民営の認可保育所にかかわるものであるということでもあります。それからもう1つは、都市部における保育制度の課題について検討したということなので、これから第2弾、第3弾、そしてまた公営の場合はどうとか、いろいろな議論がまたされてくると思いますので、これですべて一事が万事というわけではないと私は理解しております。今後の国の議論について見守っていきたくて答弁させていただいたのはそういう意味であります。それから、どうして民間にやらせようとしているのかという話でありますけれども、限られた予算の中で、厳しい財政事情の中で最大限の市民サービス、そしてできるだけ御父兄のニーズにおこたえしていくためにはどういう手段があるのか、それを考えて今回、指定管理者制度導入ということを提案させていただいていることを御理解いただきたいと思います。いろいろな意味で、地方財政も非常に窮迫しております。しかし、何としても子育てだけは、そしてまた、保育に欠ける児童に対してのきちんとしたサービスを行っていきたくてという気持ちは、誰も変わるところはないと思います。問題はそのやり方だと思います。そういう意味で、ひとつ御理解いただければありがたいと思います。それからまた、地域のへき地保育所のよさを残すということでもありますけれども、まさにこういった一連の改革をすることによって地域のへき地保育所のよさを残して、そしてまたそれらの保育所をお守りできると私は確信しております。

それから、比内・田代地域の空き施設についてですけれども、行政からもたたき台を少し出したらどうだと。そのとおりでと思います。地域の皆さん方の御要望が出てこないからといってそのままではなくて、こういうやり方もありますけれどもということも、私どもからも提案できることがあったら提案していきたいと思っております。以上です。

○17番（笹島愛子君） 議長、17番。

○議長（虻川久崇君） 17番。

○17番（笹島愛子君） 保育の厚労省の考え方としては、これからいろいろな議論があると思われます。ただ、今、市長がお話しになったように、第1次報告を決定しただけということでもありますけれども、やっぱり国が前にもう置いているのは市場にということだと思います。それでこの間、いろいろ報道されてきましたけれども、厚労省の新保育制度の案というのは、介護保険法とか障害者自立支援法をモデルにしているというふうに言われています。これがこうい

うふうになるかどうか、今、市長のお話にあったようにまだわからないという点ではありますけれども、いろいろなことが言われております。ですから、この先どうなるかわからないと言わずに、いろいろな案が出た場合に即対応し、やっぱり大館市としては都市部とは違うけれども、国がこういうふうにやりなさいと言えればそうならざるを得ないという状況になってくると思いますので、ぜひそのところは緊迫感を持ってやっていただきたいと思います。

あと、さっき言い忘れましたけれども、7番目の市民の森とかの整備の件ですが、市民の森を管理している方は草刈りとか本当によくやってくれているようです。ただ、何ととっても管理棟が古くなっているということもありますので、どれだけのものに建て直しかどうかは別としても、それも踏まえてどういう整備かの質問でありましたので、この先ぜひ検討していただきたいと思います。市長のお考えがなければ、要望ということでお話しして終わりたいと思います。

済みません、最後にもう1つありました。保育園で130人が希望の園に入れないという新聞の報道、昨日の富樫議員の質問にもありましたけれども、本当にこれは深刻だと思います。やっぱり、働きたい人が子供をどうするのかということでは、経済的にも大変な中、子供との関係がありますので、ぜひこれについてはきめ細やかな対応をしていただきたい、このことをお願いしておきたいと思います。

○市長（小畑 元君） 議長。

○議長（虻川久崇君） 市長。

○市長（小畑 元君） 市民の森については、平成21年度に管理棟については補修・改築を行いますので、御理解いただければありがたいと思います。

それから次に、保育園に130人が入れない状態というのは私も非常に憂慮しておりまして、もちろん他の空きのある保育園の御紹介もさることながら、桂城幼稚園を一部改築して有浦保育園の分園をつくって対応していくということで、その際できるだけたくさんの方に御利用いただけるように、また努力していきたいと思っています。以上です。

○議長（虻川久崇君） 次に、小棚木政之君の一般質問を許します。

〔1番 小棚木政之君 登壇〕（拍手）

○1番（小棚木政之君） 平成会の小棚木政之でございます。一般質問に先立ち、この春退職されます職員の皆様に、ねぎらいと感謝の言葉をささげたいと存じます。そして、今後も地域発展のため、力をお貸しいただけますようお願い申し上げます。それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。質問のうち前6つの共通のテーマは、人を呼び込む新たなまちづくりを始めるべきというものであります。一見すると個別の内容に思えるかもしれませんが、ぜひ、横断的・大局的な視点でお答えをいただきたいと存じます。世の中が不景気になると、その原因を外に求める風潮があります。景気が悪い、人通りが減ったなどというものです。みず

からにその問題と答えを求めようとしないことは誰しも陥ることであろうと思いますし、「言うは易し、行ふは難し」であるのも承知しておりますが、じっと耐えるだけでは状況が好転することはないのであります。よく少子高齢化が問題だと言われますが本当でしょうか。中心市街地空洞化が問題だと言われますが本質は何でしょうか。働ける場所があればいいというものもそれだけで済む問題でしょうか。労働人口が多くても活気のない町もあれば、80歳の高齢者が葉っぱを売って年収1,000万円を超える山の中の町もあります。これから私たちが直面する大きな課題は、少子高齢化に重なって到来する人口減少時代であります。現在、大館市では50歳代、60歳代の方たちの世代では、同い年の方が1,000～1,600人ほどですが、40歳前後では800～1,000人、さらに、ゼロ歳から小学校入学前ではそれぞれ500～600人しかいません。大館市の人口ピラミッドを20年後にスライドさせてみれば、いかに大変な時代が到来するか予測がつかれます。もちろん時代の変化で人口がふえることも考えられますが、再開発事業など20～30年先の事業まで抱える当市にあっては最低限予想しておくべきシナリオだと思います。人口減少時代を見通せば、分母となる人口数の前提が変わるわけですから中心市街地であったり、市営住宅であったり、学校の再編であったりと見直すべきことが山のように出てきます。しかし、さらに長いスパンで見たとき、万が一、人口がふえるようなことがあった際、未来の人たちから先見の明がなかったと言われなくとも、柔軟性を持たせたまちづくりが必要ではないかと思います。私は、当面続く定住人口の減少及び将来的な変動と地域活性化という課題解決に対処するため、滞在人口の増加を緩衝剤にしたまちづくりを行うべきだと思います。そのための最低限の条件整備について、市長の御所見をお尋ねしたいと思います。

まず、**大館駅前再開発の今後の見通しを示すべきではないか**というものであります。駅は町の顔であり玄関であります。少し古いデータで恐縮ですが、JR大館駅の1日平均の乗降者数は2,600人ほどと決して多いとは言えませんが、来年12月の東北新幹線新青森駅開業から平成27年度の函館開業までの少なくとも5年間は北東北観光にスポットが強く当たるものと思われ、観光振興を進めようと機運が高まっている中、余りにも惨たんたる状況ではないでしょうか。当然ながら駅舎や民間の建物などは本来的にそれぞれが負担すべきもので、市が直接に関与すべきものは限られておりますが、予算がない、あったとしても現状では投資効果が得られないなど、すぐに着手できないことも理解できるものであります。市以外の誰が今後のビジョンを示すのでしょうか。私は、何も無い原野を整備せよと言っているわけではありません。大館の玄関を最低限きれいにしておきましょうということを言いたいのであります。子供へのしつけでも、玄関とトイレを見ればその家がわかるというではありませんか。日本の家屋から客間と縁側がなくなったと言われて久しいのですが、大館の町は玄関も美しくなく、客間もない、そんな町には人は寄って来ないのは明白でありますし、何よりも一市民として恥ずかしい思いをするのはそろそろやめたいところであります。大館駅前のみならず、中心市街地では空き地が目立つようになってきました。不動産業者の話では、中心市街地で土地売買や投資が進

まないのは町の青写真が示されていないからだと言われたことがあります。町を整備する上で、民間投資に頼る部分は大きいと思いますが、今後の方向性が示されない地域に投資することはビジネスとしてはリスクが大きく、出店するとなれば土地の安い郊外に安普請の建物をつくり、売り上げが伸びないようであれば、いつでも撤退できるように考えるのは当然であります。さらに残念な話ですが、知人の経営者があるフランチャイズチェーンの出店を計画し、その本部に相談したところ「大館では人の流れが読めないから」と断られたと悔しがっておりました。中心市街地の投資が進まないということは、市長がマニフェストで掲げられた「法人税や固定資産税の増収」の面でも大きな課題が残るのではないのでしょうか。民間企業にどんどん頑張ってもらいたいと思っても、現状は市の計画が示されていないことが足かせになっていることを強く認識しなければなりません。市も国も財政的に厳しい時代、大規模な区画整理事業は高望みと思いますので、まずはテーマと町の顔として必要な機能をじっくり整備していくことから始める必要があるのではないのでしょうか。テーマは、後段提案しますユニバーサルデザインによるまちづくりや雪に強いまちづくり、または、観光の拠点、そういったものでもよいと思います。いかに先進性や特徴を持ったテーマを設定し、国などの支援を得るか、また、それにより先進地視察など外からの人を呼び込むかを考えるべきだと思います。これも後からお尋ねしますが、観光基本計画が認められればアクセス整備などで補助が受けられるということもありますので、駅前整備に利用することも可能ではないのでしょうか。従来手法にとらわれず果敢に構想すべきと考えますが、今後の施策の中で大館駅前開発の位置づけとアクションプランはあるのかお尋ねしたいと思います。

次に、大館駅前再開発とも関連しますが、**観光施策と体制の抜本の見直しについて**お尋ねいたします。政府が観光立国を図ろうとする中、当市の観光への取り組みは、長く問題を認識しながらも改善が図られていない状況であり、早急に根本的な見直しに着手すべきだと思います。まず観光行政並びに関係者の観光という概念を変えてもらう必要があると思います。マーケティングの世界では、ビール業界の順位を変えることになった商品、ここでは商品名は伏せますが、これが大衆受けする全国どこでも買える最後の商品、いわゆる最後のナショナルブランドと言われ、それ以降は個の時代に対応したさまざまな商品サービスがあふれる時代になりました。観光に対する概念やトレンドは既に大きく変わっていますが、大館の観光のあり方はそうした時代のニーズに対応できず何10年も同じではないのでしょうか。観光という言葉はどこか古くて安っぽいイメージがあり、余り使いたくないのですが、今のところこれしか適当な言葉がないので、ここでは観光と一くくりに言ってしまうのですが、今どきの観光は固有の土地や旧来の観光資源に依存しないことも多く、観光というよりは自分の嗜好するものがある場所への滞在とでも言いましょうか、観光地と呼べないような場所にも多くの人が集まるようになっていきます。従来型の観光は、風光明媚なものや歴史的なものを鑑賞したり、温泉や食べ物、祭りなどを楽しむというものでしたが、都会の工場だけを見るものや、地方では森林鉄道や廃止にな

った道を探索するというものもありますし、映画や漫画などでかかれた場所への訪問、雪おろし体験ツアー、有名人を客寄せに使った講演つき旅行など新しい旅行商品が次々と登場し、不況の時代でも活況を呈しています。宿泊施設も1泊5万円もする宿が予約でいっぱいであるかと思えば、ただ同然の簡易宿泊施設もあります。私はさきの質問で触れた葉っぱビジネスで成功した徳島県上勝町を11月に視察してまいりましたが、葉っぱのみならず、木質チップボイラーや住民タクシー、ごみゼロの取り組みなど1泊2日で視察できるようにまとめており、視察型観光とも言うべき新たなモデルを進めておりました。当市にも毎年多くの視察があると思いますが、上勝町では町への視察受け入れ業務を葉っぱビジネスの会社に委託し、そのハンドリングで町職員も必要に応じて説明するといった形にしておりました。つまり行政の工夫ですら観光資源とし、行政職員も視察対応よりも本来業務に専念できるという好例でありました。また同じとき、高知県四万十川沿いの山の中にある道の駅とおわというところも視察してまいりましたが、ここは両側に山が迫り、近くのコンビニまで車で1、2時間かかるというような場所でありましたが、見たことのない商品ばかりで目をみはりました。支配人からお話を伺ったところ、周辺は農地面積が乏しく農産物が売るだけの量を確保できないため、さまざまな工夫で商品開発をされているということであり、人けのない山間部の道の駅ながら、開業以来黒字続きと聞いてさらに驚きました。観光と物産販売が成功している秘訣はほかにもあるのですが、四国のこの2つの例は、風光明媚な場所でも、絶対的な観光資源でも、人が集まる場所でもない、自分たちの地域の課題に正面から向かい合い、問題も逆手にとって陰気を払拭し明るくたくましく発信しているという共通点がありました。私はこうした土地をめぐり、秋田県や大館市がいかに恵まれているか、可能性があるかということを感じてまいりました。このように今や観光のニーズは、全方位的な対応が求められるとともにサービスのレベルも高くなりました。実際に大館市観光協会には、大館市の農業生産額や隠れた滝を知りたいなど、これまでなかったような問い合わせもあると聞きます。本来、市役所が対応すべき事柄までも観光協会が背負ってしまっているということも問題であります。また、秋田県全体が観光振興について、おこなっていると言われていました。高校生の修学旅行は、秋田県には1校も入ってきておりません。人数にもよりますが、1校当たり2,000万円ほど使うと言われております。弘前まで毎年数万人の生徒が来ていながら、大館では曲げわっぱなどの体験も小規模でしかなく、とても受け入れる状況になく、地域としてビジネスチャンス逃しています。いずれにしても、観光は国レベルでは大統領や首相によるトップセールスが常識とされていますから、大館の町のことはそのトップである市長が誇りと自信を持って対応していただければよいのでしょうけれども、現実的な対応策として、市観光協会や比内町観光開発公社などを含め、市が関与する観光物産関連の組織を一体化させ、さらに大規模集客イベントや専門学会などの会議を誘致・サポートするコンベンションビューローや映画づくりを支援するフィルムコミッション機能までを担える新たな仕組みづくりを計画されてはいかがかと思いますが、市長はどのようにお考え

でしょうか。また、現在、市は観光基本計画を策定中とのことでありますが、観光庁が求める2泊3日以上滞在型の観光プランをどういう体制で進めようとしているのかお聞かせいただければと思います。

次に、**情緒あるまちづくりをスタートさせてはどうか**というものであります。観光であれビジネスであれ、外の人を大館に呼び込むことが必要であると申しましたが、人を引きつける町は、そこに住む市民にとっても潤いのある町であり、日々の生活が思い出となり、それが蓄積されて、地域遺伝子として最後は故郷に心を引きつける源泉となるのだと思います。何だか青臭い話のように聞こえるかもしれませんが、地域遺伝子は、例えば出身経済人の人脈などによるさまざまな支援などの形になって地域に還元されることを考えれば、これからの人口減少時代に備えるため、なくてはならない考えではないかと思えます。子供たちへの地域行事の参加促進や地域学習なども同じことであります。大館の町は幾度の大火で町の記憶となるような景観施設がないように思われるかもしれませんが、景気が悪く、建築投資が伸びない今のタイミングを絶好のチャンスととらえ、町並みや建築物、広告などを良好に調整する準備を進めてはいかがでしょうか。個人の財産や活動に制限をかけることへの異論もあろうかと思えますが、私は、景観は公共のものと認識していますので、建物の高さをそろえたり、屋根や外壁の色合い・材質をそろえる、または生け垣や緑化を推奨するといったことはあってしかるべきと思います。湯沢市と県境を接する山形県金山町では、町内のごみ拾いから美化運動を始め、時間をかけて建築物の意匠を整える条例をつくりました。無理強いしないところがうまくいっているポイントだと思いますが、着実に御当地らしい町並みになりつつあります。町の担当者のお話では観光地化を目指しているわけではないが、町並みを楽しみに訪れる方々が年々ふえ、地元の工務店への住宅発注がふえたりしていると話されていました。角館の武家屋敷は元々古い建築物があったということもありますが、よく観察してみると新しい個人の住宅でさえ黒塀をしつらえ、しだれ桜を1本植えることで景観づくりに協力していることがわかります。歴史的に美しい町並みとして知られる町でも、最初はゼロから始まったものであり、時の為政者が推奨したことが現代の財産となっている例も多くあります。小畑市長は、この大館に何を残そうとされているのでしょうか。まずハード的には景観行政団体への申請を計画され、実効性を図ってはいかががでしょうか。それが時間も金もかかるというのであれば、旧町名の復活や通りに愛称をつけるなどして市民の町に対する愛着を惹起することもできるのではないのでしょうか。

さらに関連して、**生活インフラの再点検とユニバーサルデザインのまちづくりを推進してはどうか**ということが次の質問であります。訪れてよし住んでよしという町は、人々のあこがれの町になります。そうした町は、押しなべて生活インフラも整っています。大館市では下水道の整備を進めていますが、反面いかにふたのない側溝が多いことでしょうか。下水道は普及率という物差しがあるため、どうしても行政的に力点を置く施策と思いますが、側溝のふたの設置率というものがあつたとすれば大館市はかなりおくられている町ではないのでしょうか。たかが

側溝のふたと思われるかもしれませんが、無計画のまま住宅街が広がった地域では、朝夕の交通量が多い割に道幅が狭く、ふたに歩行者がとどまり、ようやく車が交差しているような箇所が多数見受けられますし、冬場では道幅がさらに狭くなるため、ふた1枚で救われていることも多いのです。逆に、ふたのない道路では車が脱輪して市が補償したりするケースもあるのではないのでしょうか。また、古い道路では、歩道のない道路や歩道があっても真ん中に電柱があったり、使いにくい道路が多いことも多々あります。車いすでは通れないだろうと思うことがしばしばあります。歩道のない車道も車で走っているときには気にならないのですが、歩いてみると道路の中心線から側溝に向けての傾斜角度が急で、やはり車いすでは走行に難があると思います。いずれにしても都市基盤整備には莫大な費用がかかるため、むなしくほえているような感じもしますが、既に始まっている高齢化社会に対応させ、より人に優しい、暮らしやすい大館をつくるために、歩く人の視点、障害者の視点、ベビーカーを押す母親と赤ちゃんの視点、買い物かごを引く高齢者の視点、自転車の視点、そういった視点で生活インフラの再点検をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。さきの提案とも重なりますが、基盤整備を促進するためにも、従来手法による整備で行うよりも、例えば、雪国らしいユニバーサルデザインのまちづくりを世界に先駆けて志向するなど、国に先進性をプレゼンテーションできるような計画を立て、ほかの自治体に先駆けて支援策を取りつけるくらいのことをしてもよいのではないかと思います。

5番目の質問は、**樹海体育館と樹海ドームは一括した指定管理にする方が効率的ではないか**というものであります。観光の部分でも触れましたが、今やスポーツイベントも多くの集客があり、食事や宿泊など経済波及効果が高いことは誰しもが認めることだと思います。より多くの人を大館に集めるために、現在ばらばらになっている樹海体育館と樹海ドームの管理運営を一括して指定管理にし、施設の有効利用を促進すべきと思いますがいかがでしょうか。特に大館樹海ドームは、東北でも屈指の大型集客ができる施設でありながら、駐車場不足の問題もあり、大きなイベントの誘致チャンスを逃しています。樹海体育館との一括管理により、柔軟かつ強力な営業が可能になると思います。新年度には県により芝も張り直していただけるとのことで、さらに人気施設となることが見込まれます。また、ドーム北側の語らいの森も貴重かつ雰囲気のある活用のしがいのあるエリアと思いますので、そうした資源を有効に活用する意味でも一括指定が望ましいと思います。あわせてスポーツ課はスポーツ振興と企画業務に専念させるために組織・業務・場所の見直しを図ってはどうでしょうか。スポーツ課に限ったことではありませんが、施設管理については行政が行うより指定管理にすべきと考えますがいかがでしょうか。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

6番目の質問は、**市東京事務所の設置を考えてはどうか**というものであります。この3月で県東京事務所への派遣が一たん切れると聞いていますが、自主財源が脆弱な当市は、当面国の各種支援の後押しを受けずにはなかなか前に進めないのではないのでしょうか。国から地方への

支援のあり方が交付税による総花的支援から政策応募型にシフトしている中、国の動向や情報をいち早くキャッチする必要があり、独自予算を使ってでも情報に一番近い場所に拠点を持つべきではないかと思ひますし、一時的とはいえ、これまでの大きな目的である企業誘致の拠点を失うことで活動の幅が狭まってしまうことが懸念されますが、市長はどのようにお考えでしょうか。

最後に、選挙公約（マニフェスト）の前半総括と後半の展望についてどのようにとらえられているのか、進捗を含めた前半の総括と後半2年間の展望を示していただきたいと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。（拍手）（降壇）

〔市長 小畑 元君 登壇〕

○市長（小畑 元君） ただいまの小棚木議員の御質問にお答ひいたします。

1点目、駅前再開発の今後の見通しを示すべきではないかということですが、大館駅周辺につきましては、市の玄関口として交通の拠点でもあることから、平成12年には小坂鉄道大館駅の再編、都市計画道路大館駅東大館線（通称22メートル道路）の大館駅前までの貫通が実現し、翌年には松木地下道の開通、そして平成17年には大館駅を通行できる南北自由通路を建設してまいりました。また、大館駅舎の改築、駅前広場の再整備や朝市通りの拡幅については、新大館市総合計画や都市計画マスタープランの中に位置づけながら実現に向け努力してきたところであります。しかしながら、大館駅前に関しては、樹海ラインのような形でインフラ整備に連動した民間投資がなされていないことから、結果として再開発が進んでいないものと考えております。ますます厳しくなる経済情勢ではありますが、新幹線の青森延伸などを見据え、大館駅周辺が本市の玄関口としての機能を十分発揮できるように、今後も関連するJR東日本や民間事業者とともに官民協働で整備を図っていきたくて考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2点目、観光施策と体制の抜本的見直しについてですが、本市の観光振興につきましては、これまでのイベントや団体観光等に依存した体質から、昨今の多様な観光ニーズに的確に対応した体制に変革していく、現在は過渡期にあると考えております。現在、市の組織としては観光物産課が一元的に施策を実施しておりますが、4月からは商工観光課として、関連産業の育成などを含め広い視野に立って観光振興を推進してまいりたいと思っております。それにあわせて施策も一新すべき時期ではないかと私も考えております。また、観光振興の中心的存在であります大館市観光協会と比内町観光開発公社の2つの組織のあり方についても、今後、統合を含め一体的な組織となるよう見直しが必要であると考えております。こうした体制を整えた上で、今後の観光振興の柱としては、既存の観光資源の集中と広域観光のターミナルセンターとしての機能を担う、この2点が重要であると考えております。大館市は、おいしい地酒やきりたんぼなどの食、曲げわっぱという第一級の伝統工芸品、秋田犬や比内鶏などの国指定の天然記念物等々、数々の観光資源があり、例えば渋谷区での物産展などを参考に、市

内にもこれらを集中的に陳列・販売する物産スペースを確保したいと考えております。一方、本市周辺は、白神山地・十和田湖・八幡平・八甲田山など全国クラスの観光資源の宝庫であり、これらを大きな周遊ルートでとらえながら本市の近代的な宿泊施設や都市基盤を生かして、観光客にとってのターミナルセンターを目指していきたいと考えております。また、本年4月には、新たに秋田県と連携して大滝温泉地域活性化協議会を設立し、大滝温泉の再生に向け本格的に始動していくなど本市の特色である豊富な温泉資源に光を当てていくこととしており、さらに、リサイクル関連企業と観光を結びつけた産業観光や豊かな自然と農業を背景としたグリーン・ツーリズムにも取り組んでまいります。平成22年12月には新幹線が青森市まで延伸されることで観光ルートが一変することが予想されることから、県境を越えて周辺市町村が連携し、広域的な観光メニューを提示していく必要があるものと認識しております。こうした中、秋田県の玄関口に立地する本市がリーダー的な役割を担っていくため、早急に近隣市町村や関係機関に働きかけ、新たな組織づくりを目指してまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

3点目、**情緒あるまちづくりをスタートさせてはどうか**ということですが、地域の景観は貴重な財産として保存していく必要があると思います。そして、個性ある風情や良好な景観を保全して、交流人口の拡大、地域の振興・活性化につなげていく必要があると考えます。国では平成16年に景観法を制定し、美しく風格のある国土の形成や潤いのある豊かな生活環境の創造などを目指しております。その目的は、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動との調和を図ることとしております。この法律の中でこれを主体的に担っていく団体として都道府県・政令指定都市・中核市を景観行政団体に指定しており、その他の市町村は、都道府県知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能となっております。景観行政団体の指定を受けた場合は、景観関係事業の採択や、これに伴う補助金も得やすくなりますが、一方で、景観区域内ではさまざまな規制・制約も伴ってくることから、市民との合意形成が大前提となるわけであります。また、分野が多岐にわたることから、都市計画・建築・観光・商工業及び農山村関連の行政施策との調整が必要でありますが、豊かな緑や雪景色など大館らしい自然を生かしたまちづくりについて十分研究してまいりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

4点目、**生活インフラの再点検とユニバーサルデザインのまちづくりを推進してはどうか**ということですが、行政の役割として、市民が安全・安心に、快適に暮らしていけるまちづくりをすることは基本であり、それに必要となるものが、どこでも、誰でも、自由に、そして使いやすくというユニバーサルデザインという考え方であります。平成18年12月にハートビル法と交通バリアフリー法が一体化されたバリアフリー新法が施行され、事業を実施するに当たっては、この法律に基づきハード・ソフト両面の対応が求められるようになりました。市内では、国道7号の片山町から市役所を經由して有浦交差点までの区間、樹海ラインの有浦交差

点から東中学校前交差点までの区間及び市道鉄砲場1号線の東中学校交差点前から下町橋までの区間について、融雪歩道が設置されるなど徐々に整備が進んでまいりました。私は、秋田県のバリアフリー社会形成審議会の委員をしていた関係もあり、平成18年度には庁内に研究会を立ち上げ、本市の公共施設のバリアフリー対応について再点検させており、歩道除雪の徹底や段差の解消、点字ブロックの設置、駐車スペースの確保など多くの人々が利用する施設のバリアフリー化を一体的に推進したいと考えております。また、御成町南地区土地区画整理事業においては融雪歩道や電線地中化などを検討しており、住宅マスタープランでは市営住宅の更新についてすべてバリアフリー化することを明記しております。このように、市では、将来に向けて高齢者や障害者などを含めたすべての市民が暮らしやすく、とりわけ降雪による不自由を感じないまちづくりを行ってまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

5点目、**樹海体育館と樹海ドームは一括した指定管理にする方が効果的では**ということですが、まず、樹海ドームについては、スポーツを含めさまざまなイベントが可能な多目的ドームであり、収益性もあることから平成18年度から22年度までの5年間、財団法人文教振興事業団を指定管理者に指定しております。一方、樹海体育館については、わか杉国体の開催に合わせて大型体育館として建設し、屋内各種競技を中心に利用されることから、館内に事務室を置くスポーツ課が管理運営に当たっており、平成23年に本市が全国高校総体のソフトテニス会場となることが決定し、スポーツ課内に推進室を設置し準備に入っております。また、スポーツ課においては、野球場・地区体育館・運動公園など市内全域にわたり非常に多くの施設を管理しております。これらの施設を将来的には市の公共施設適正配置計画とも調整を図り、各施設での指定管理制度の導入や地域性を考慮した運営委託の実施等について全般を見直す必要があると思っております。議員御提言のとおり、ドームと樹海体育館については、同一の団体が一体的に管理していくことが望ましいものと考えており、いずれ樹海体育館についても指定管理者制度の導入を目指すとともに、スポーツ課の業務に関しても見直しが必要と考えております。現段階では、双方の施設を有効に活用するため、年間を通じた両施設の貸館情報等の提供に努めるなど利用者のさらなる利便性の向上を図るとともに、課題を整理した上で業務のスリム化を図り、組織の見直しについて検討したいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

6点目、**市東京事務所の設置を**ということですが、秋田県東京事務所への本市職員の派遣は本年度で一たん終了することとなり、来年度は、順番として潟上市と北秋田市、そして鹿角市の3市を受け入れることとなっているようであります。地方自治の時代と言われる現在においても、議員御指摘のとおり情報はいまだ首都圏等に集中しており、東京事務所の設置というのも一案ではありますが、これまでのような官庁を中心とした情報に基づく活動のほか、本市における民間投資の多さから見ても、企業などの動きを敏感にとらえて対応していく必要性も高まってきております。このことから、東京に、そしてまた官庁にピンポイントでアンテ

ナを張る以上に、関西圏を含め広範囲に情報を収集することが必要であると考えており、実際、本市の各種誘致企業の本社や関連企業と緊密に協力することにより、より多くの情報が得られ、また、企業誘致に結びついた例を複数経験しております。今後も官庁はもちろんのこと、民間企業とのコラボレーションを通じた人脈を強化し、さまざまな情報をできるだけ早く集めながら今後の政策に生かしてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

7点目、**選挙公約（マニフェスト）の前半総括と後半の展望**についてであります。任期4年の折り返しに当たりまして、マニフェストの取り組み状況について御報告申し上げます。4つの重点施策のうち財政基盤の強化につきましては、逼迫した財政状況の中で必要な市民サービスを維持するため市の財政基盤を強化するものであります。これにつきましては、新第3次大館市行財政改革大綱を策定しながら取り組んでいるところであり、今年度の効果額は現在集計中ではありますが、平成17年度からの普通会計の効果額は、計画額26億5,200万円に対しまして約33億800万円と計画を上回る見込みであります。これにつきましては、職員定員適正化計画による職員数の削減などが大きな要因となっております。2点目の少子化対策につきましては、子供を安心して産み育てられるとともに、その親となる若者が希望を持って定住できるような子育てのまち大館を実現するものでありまして、具体的には民間6施設を認定保育施設に認定したほか、ゼロ歳児保育料の助成や有浦児童会館へのつどいの広場開設などを行っております。来年度以降は、へき地保育所の延長保育、そして待機児童対策として、桂城幼稚園に保育園分園の設置等を実施する予定であります。3点目の高齢者・障害者対策につきましては、高齢者や障害者の方々も快適に暮らしていけるようなまちづくりを目指すものでありまして、各種のバリアフリー化や除雪対策としてボランティアによる支援、高齢者住宅整備資金の貸し付け、閉じこもり防止事業を実施しているところであります。4点目の雇用対策につきましては、企業誘致の推進、リサイクル産業の創出、地元企業の設備拡大等への支援を重点的に取り組んでまいりました。企業誘致につきましては、ニプロを核とする健康産業の育成により、2年間で約200人、ニプロファーマの進出以後6年間では約1,000人の雇用を創出しております。また、畜産農業施設等設置促進条例を新たに制定し、誘致に向けて情報交換・情報収集を積極的に行っております。さらに、リサイクル産業につきましては、新規創出事業の核として、溶融スラグ製品化事業、こでん回収試験事業等を立ち上げ、事業化に向け鋭意取り組んでおります。以上が、この2年間で取り組んだ主な内容であり、厳しい財政状況のもと必要な施策に最大限の投資をしてきたところであります。これらを総合的に勘案しますと、選挙公約の進捗状況につきましては、登山に例えれば5合目から6合目あたりではないかと思っているところであります。今後もこれまで取り組んできた施策をさらに推進するとともに、現在の最重要課題である経済危機に迅速かつ的確に対応し、また、農業公社など新たな施策にも取り組みながら市民の皆様の負託にこたえてまいりたいと考えておりますので、なお一層の御支援と御協力を

お願いいたします。

以上であります。よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。(降壇)

○1番(小棚木政之君) 議長、1番。

○議長(虻川久崇君) 1番。

○1番(小棚木政之君) どうもありがとうございました。3点だけ、要望という形でお願いしたいと思います。まず、1点目です。観光について、これから積極的に取り組まれるということでありましたけれども、ぜひ関連する予算を、厳しい時代ではありますけれども、相応のものを今後盛っていただきたいということが1点目でございます。それから、4番目の質問と市長の選挙公約に絡みますけれども、生活インフラの再点検ということに関して、先ほど側溝のお話をしましたけれども、公約の中でも日常生活のバリアの解消ということで、生活道路及び側溝を整備しますというふうな文言がありますので、ぜひいま一度、そういったものの点検と整備をお願いしたいと思います。それから、3点目ですけれども、東京事務所の件はお金がかかる話ですので承知いたしましたけれども、ぜひ、職員の中で積極的に外に出て勉強したいという方があるようでしたら、そういったところの予算措置もお願いしたいと思います。以上、3点お願いいたします。

○議長(虻川久崇君) 1番、要望ですか。

○1番(小棚木政之君) 要望ですけれども、もし快いお答えをいただけるのであれば、よろしくお願いいたします。

○市長(小畑 元君) 議長。

○議長(虻川久崇君) 市長。

○市長(小畑 元君) 例えば、市内にそういった観光拠点なり整備するというのは、もちろん予算を伴うことも出てくると思いますし、今後また検討の上、議会に提案させていただきたいと思います。それから、側溝その他、今御提言もございましたので、総点検して、生活インフラという点で、今後早急に新年度に入って総点検、また、必要なものについては整備ということについて、指示を出したいと思います。それから職員の勉強につきましては、確かに長期にわたっての派遣ということではありませんけれども、出張とか調査とか積極的に提案していただければ、大いにそれに対しても励まして、ただし、きちんとレポートは出してもらうことを条件に、どんどん派遣していきたいと思います。

○議長(虻川久崇君) 以上で、一般質問を終わります。

日程第2 議案等の付託

○議長(虻川久崇君) 日程第2、議案等の付託を行います。

議案等80件は、お手元に配付してあります議案等付託表のとおり、それぞれ各委員会に付託

いたします。

議 案 等 付 託 表

番 号	件 名	付託委員会
議案 第 1 号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案	総 財 委
〃 第 2 号	市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 3 号	大館市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 4 号	大館市法定外公共用財産に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 5 号	大館市手数料条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 6 号	大館市立保育園設置条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第 7 号	大館市へき地保育所設置条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 8 号	大館市斎場に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 9 号	大館市ペット霊園に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 10 号	大館市介護保険条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 11 号	大館市農業集落排水施設に関する条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 12 号	大館市公園条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 13 号	大館市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 14 号	大館市営住宅に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 15 号	大館市定住化促進住宅に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 16 号	大館市特定公共賃貸住宅に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 17 号	大館市水道給水条例の一部を改正する条例案	〃

議案 第 18 号	大館市小規模水道等給水条例の一部を改正する条例案	建 水 委
〃 第 19 号	大館市工業用水道料金及び手数料条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 20 号	大館市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	厚 生 委
〃 第 21 号	大館市立病院使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例案	〃
〃 第 22 号	権利の放棄について（心身障害者居室整備資金）	〃
〃 第 23 号	権利の放棄について（市立病院使用料）	〃
〃 第 24 号	権利の放棄について（市立病院使用料）	〃
〃 第 25 号	権利の放棄について（比内ベニヤマ荘使用料）	教 産 委
〃 第 26 号	権利の放棄について（比内ベニヤマ荘使用料）	〃
〃 第 27 号	秋田県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	厚 生 委
〃 第 28 号	市道路線の認定について（長走 2 号線）	建 水 委
〃 第 29 号	平成20年度大館市一般会計補正予算（第 5 号）案	（ 分 割 ）
	<p>第 1 条第 1 表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳入 全 部</p> <p>歳出 第 1 款 議会費</p> <p>第 2 款 総務費（ただし、第 1 項第 19 目・第 20 目・第 25 目及び第 3 項を除く）</p> <p>第 9 款 消防費</p> <p>第 13 款 諸支出金</p> <p>第 3 条第 3 表 (2)債務負担行為補正のうち、通信回線使用料、警備業務委託料（市庁舎）、駐車場管理業務委託料、清掃業務委託料（市庁舎）</p> <p>第 4 条第 4 表 (1)・(2)地方債補正</p> <p>（ 最 終 調 整 ）</p>	総 財 委
	<p>第 1 条第 1 表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第 2 款 総務費のうち、第 1 項第 19 目・第 20 目及</p>	厚 生 委

<p style="text-align: center;">び第3項</p> <p style="text-align: center;">第3款 民生費</p> <p style="text-align: center;">第4款 衛生費（ただし、第1項第16目を除く）</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、</p> <p style="text-align: center;">第3款 民生費</p> <p>第3条第3表 (2)債務負担行為補正のうち、清掃業務委託料（総合福祉センター・城南保育園・たしろ保育園・保健センター）、市民サービスセンター事務所改修費リース料</p>	
<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第5款 労働費</p> <p style="text-align: center;">第6款 農林水産業費（ただし、第1項第18目を除く）</p> <p style="text-align: center;">第7款 商工費</p> <p style="text-align: center;">第10款 教育費</p> <p style="text-align: center;">第11款 災害復旧費のうち、第2項</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、</p> <p style="text-align: center;">第6款 農林水産業費</p> <p>第3条第3表 (1)債務負担行為補正、(2)債務負担行為補正のうち、警備業務委託料（比内公民館）、清掃業務委託料（中央公民館・中央図書館・長根山運動公園・樹海体育館・比内公民館）、学校給食業務委託料、コンポストセンター運転業務委託料、コンピュータリース料</p>	教 産 委
<p>第1条第1表 歳入歳出予算補正のうち、</p> <p>歳出 第2款 総務費のうち、第1項第25目</p> <p style="text-align: center;">第4款 衛生費のうち、第1項第16目</p> <p style="text-align: center;">第6款 農林水産業費のうち、第1項第18目</p> <p style="text-align: center;">第8款 土木費</p> <p style="text-align: center;">第11款 災害復旧費のうち、第1項</p> <p>第2条第2表 繰越明許費のうち、</p> <p style="text-align: center;">第8款 土木費</p> <p>第3条第3表 (2)債務負担行為補正のうち、大町併存住宅敷地料</p>	建 水 委

議案 第 30 号	平成20年度大館市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）案	厚 生 委
〃 第 31 号	平成20年度大館市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第 32 号	平成20年度大館市老人保健特別会計補正予算（第3号）案	〃
〃 第 33 号	平成20年度大館市介護保険特別会計補正予算（第4号）案	〃
〃 第 34 号	平成20年度大館市介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第 35 号	平成20年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計補正予算（第4号）案	建 水 委
〃 第 36 号	平成20年度大館市小規模水道事業特別会計補正予算（第4号）案	〃
〃 第 37 号	平成20年度大館市休日夜間急患センター特別会計補正予算（第2号）案	厚 生 委
〃 第 38 号	平成20年度大館市田代診療所事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第 39 号	平成20年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計補正予算（第2号）案	教 産 委
〃 第 40 号	平成20年度大館市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）案	建 水 委
〃 第 41 号	平成20年度大館市公営駐車場事業特別会計補正予算（第2号）案	〃
〃 第 42 号	平成20年度大館市温泉開発特別会計補正予算（第4号）案	教 産 委
〃 第 43 号	平成20年度大館市奨学資金特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第 44 号	平成20年度大館市都市計画事業特別会計補正予算（第3号）案	建 水 委
〃 第 45 号	平成20年度大館市土地取得特別会計補正予算（第1号）案	総 財 委
〃 第 46 号	平成20年度大館市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案	〃
〃 第 47 号	平成20年度大館市財産区特別会計補正予算（第3号）案	〃

議案 第 48 号	平成20年度大館市水道事業会計補正予算（第 4 号）案	建 水 委
〃 第 49 号	平成20年度大館市工業用水道事業会計補正予算（第 1 号）案	〃
〃 第 50 号	平成20年度大館市下水道事業会計補正予算（第 3 号）案	〃
〃 第 51 号	平成20年度大館市病院事業会計補正予算（第 4 号）案	厚 生 委
〃 第 52 号	平成21年度大館市一般会計予算案	（ 分 割 ）
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳入 全 部 歳出 第 1 款 議会費 第 2 款 総務費（ただし、第 1 項第 18 目～第 22 目 及び第 3 項を除く） 第 9 款 消防費 第 12 款 公債費 第 13 款 諸支出金 第 14 款 予備費 第 2 条第 2 表 債務負担行為のうち、コンピュータリース 料、国民投票人名簿システム構築業務委託料 第 3 条第 3 表 地方債 第 4 条 一時借入金 第 5 条 歳出予算の流用 （ 最 終 調 整 ）	総 財 委
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第 2 款 総務費のうち、第 1 項第 18 目～第 22 目及 び第 3 項 第 3 款 民生費 第 4 款 衛生費（ただし、第 1 項第 16 目を除く）	厚 生 委
	第 1 条第 1 表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第 5 款 労働費 第 6 款 農林水産業費 第 7 款 商工費 第 10 款 教育費 第 11 款 災害復旧費	教 産 委

	第2条第2表 債務負担行為のうち、学校給食業務委託料	
	第1条第1表 歳入歳出予算のうち、 歳出 第4款 衛生費のうち、第1項第16目 第8款 土木費 第2条第2表 債務負担行為のうち、自動車リース料、エレベーター保守点検業務委託料	建 水 委
議案 第53号	平成21年度大館市国民健康保険特別会計予算案	厚 生 委
〃 第54号	平成21年度大館市後期高齢者医療特別会計予算案	〃
〃 第55号	平成21年度大館市老人保健特別会計予算案	〃
〃 第56号	平成21年度大館市介護保険特別会計予算案	〃
〃 第57号	平成21年度大館市介護サービス事業特別会計予算案	〃
〃 第58号	平成21年度大館市戸別浄化槽整備事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第59号	平成21年度大館市小規模水道等事業特別会計予算案	〃
〃 第60号	平成21年度大館市休日夜間急患センター特別会計予算案	厚 生 委
〃 第61号	平成21年度大館市田代診療所事業特別会計予算案	〃
〃 第62号	平成21年度大館市公設総合地方卸売市場特別会計予算案	教 産 委
〃 第63号	平成21年度大館市農業集落排水事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第64号	平成21年度大館市公営駐車場事業特別会計予算案	〃
〃 第65号	平成21年度大館市温泉開発特別会計予算案	教 産 委
〃 第66号	平成21年度大館市奨学資金特別会計予算案	〃
〃 第67号	平成21年度大館市都市計画事業特別会計予算案	建 水 委
〃 第68号	平成21年度大館市土地取得特別会計予算案	総 財 委
〃 第69号	平成21年度大館市宅地造成事業特別会計予算案	〃
〃 第70号	平成21年度大館市宅地造成事業特別会計への繰入れについて	〃

議案 第 71 号	平成21年度大館市財産区特別会計予算案	総 財 委
〃 第 72 号	平成21年度大館市水道事業会計予算案	建 水 委
〃 第 73 号	平成21年度大館市工業用水道事業会計予算案	〃
〃 第 74 号	平成21年度大館市下水道事業会計予算案	〃
〃 第 75 号	平成21年度大館市病院事業会計予算案	厚 生 委
請願 第 12 号	うつ病等による自殺予防対策について	〃
〃 第 13 号	市道有浦東台線に係る安全確保について	建 水 委
陳情 第 34 号	日米地位協定にかかわる「裁判権放棄の日米密約」の公表と 廃棄を求める意見書の提出要請について	総 財 委
〃 第 35 号	最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度の確立を求 める意見書の提出要請について	教 産 委
〃 第 36 号	後期高齢者医療保険証の取り上げ禁止と保険料減免を求める 意見書の提出要請について	厚 生 委

○議長（虻川久崇君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、3月17日午前10時開議といたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後2時41分 散 会